

308  
181

國寶松本城



始





國寶松本城

松本市役所



之印省字教局  
國字課  
功調室  
寄贈本

精

萃

康保本



## 例言

- 一、松本城は現在松本市北深志にあり。字二ノ丸、二ノ丸跡地、花畑及び土井尻町にわたりて、本丸及び二ノ丸の舊地、壘濠よく保存せられ、三ノ丸地域亦町家の間に尙ほ舊規を察すべき跡明かなるものあり。而して本丸及び二ノ丸の地域は概ね國及び縣の所有にかゝり、壘濠の一部民有に屬するものあるも、史蹟地域一體は總て松本市に於て管理する處である。
- 一、松本城は昭和五年十一月十九日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り城郭跡として本丸、二ノ丸舊地及び其の周圍の壘濠の大部が史蹟に指定せられ、次いで昭和十一年四月二十日國寶保存法に依り、天守、乾小天守、渡り櫓、辰巳附櫓及び月見櫓の各殘存建物が、一括して國寶に指定せられ、孰れも國法に依り保護保存せらるゝことゝなつたのである。
- 一、昭和十一年四月松本城が國寶に指定さるゝや、當市に於ては引續き此の國寶の保存に萬全の策を樹て、特に文部省當局に請ふて其の技術的援助を得、國寶建造物に關する保存調査を遂行し、國寶の維持保存に遺憾なきを期したのであつた。乃ち本圖録は右調査に當つて作製された、保存寫眞及び實測圖の類を編輯し、國寶松本城の記録保存並に其の顯彰に資せんがため、當市に於て刊行したものである。
- 一、國寶松本城の維持保存の方途に關しては、國寶指定以來、文部省宗教局保存課の指導を受けること多く、保存調査の如き一つに其の厚き援助によつて完成を見たものである。ひいては本圖録の編纂も亦總て其の勞を煩はした。記して深く感謝の意を表す次第である。

昭和十六年十二月一日

松本市役所

國寶松本城目次

松本市長 百瀬 渡  
子爵 戸田康保

題 題  
題 字  
例 言  
總 說  
寫 真  
圖 版

- 一 松本城天守南西面 (明治四十年頃寫真)
- 二 松本城天守南東面 (明治四十年頃寫真)
- 三 松本城古圖 其一 (水野家時代松本城全圖)
- 四 松本城古圖 其二 (文化文政松本藩屋敷割圖)
- 五 松本城古圖 其三 (藩主松平光德侯時代)
- 六 松本城丸御殿古圖
- 七 松本城天守南西面遠望
- 八 松本城天守南面
- 九 松本城天守南東面詳細
- 一〇 松本城天守南西面
- 一一 松本城天守西面
- 一二 松本城天守北面
- 一三 松本城天守北東面

- 一四 松本城天守東面
- 一五 松本城渡り櫓東面
- 一六 松本城天守石落詳細 (天守北東角北面)
- 一七 松本城辰巳附櫓及月見櫓北東面
- 一八 松本城渡り櫓出入口内部詳細  
(乾小天守ヨリ東南ヲ見ル)
- 一九 松本城天守一階内部南西面
- 二〇 松本城天守一階内部南武者走  
(辰巳附櫓出入口ヨリ西ヲ見ル)
- 二一 松本城天守一階内部南武者走詳細  
(西南隅ヲ見ル)
- 二二 松本城天守二階内部南西面
- 二三 松本城天守三階内部詳細

- 二四 松本城天守四階内部南面  
(南東ニ見ル)
- 二五 松本城天守四階内部詳細 其一  
(南破風入込ノ間装置ヲ見ル)
- 二六 松本城天守四階内部詳細 其二  
(北東隅階段ヲ東ニ見ル)
- 二七 松本城天守五階内部南東面  
(南面唐破風入込ノ間ヲ示ス)
- 二八 松本城天守五階内部北東面  
(北東隅階段及東面破風入込ノ間ヲ示ス)

實測圖圖版

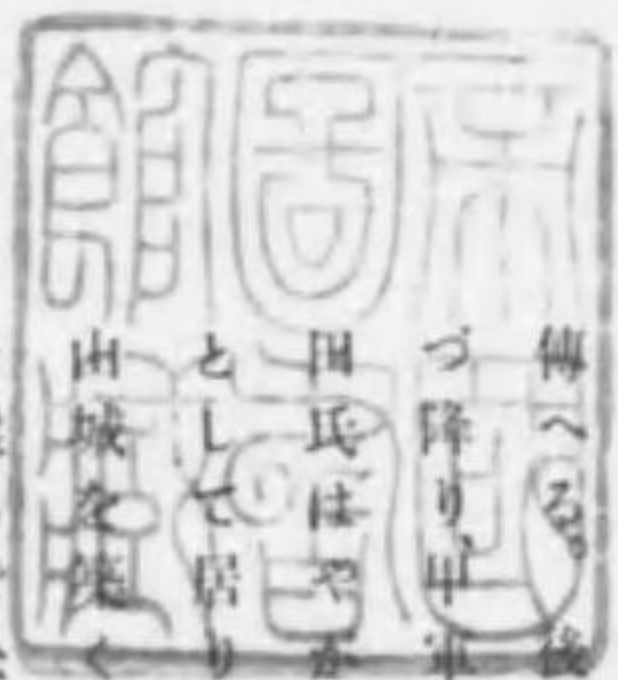
- 三六 松本城天守平面圖 (一階)
- 三七 松本城天守平面圖 (地階及二階)
- 三八 松本城天守平面圖 (三階及四階)
- 三九 松本城天守平面圖 (五階及六階)
- 四〇 松本城天守南立面圖
- 四一 松本城天守西立面圖

- 二九 松本城天守六階内部北東面
- 三〇 松本城渡り櫓二階内部北東面  
(先方ニ乾小天守二階ヲ見ル)
- 三一 松本城乾小天守一階内部北東面
- 三二 松本城乾小天守二階内部詳細  
(東面及階段口ヲ北東ニ見ル)
- 三三 松本城乾小天守四階内部詳細  
(天井小屋組ヲ北面ニ仰グ)
- 三四 松本城辰巳附櫓二階内部南東面
- 三五 松本城月見櫓二階内部南東面

- 四二 松本城天守北立面圖
- 四三 松本城天守東立面圖
- 四四 松本城天守斷面圖  
(南北斷面及東西斷面)
- 四五 松本城乾小天守渡り櫓辰巳附櫓及月見櫓斷面圖

國寶松本城

一



松本城の地は古く小笠原氏の部將坂西氏の據る所なりしも、永正元年小笠原貞朝の將鳥立右近貞末、貞朝と相ひ謀つて坂西氏の舊址について築き、之を深志城と稱したと云ふ。即ち松本城の創始とされるところである。當時坂西氏の居館址は現今の本丸の地域に止まりしを、更に外濠を掘り二ノ曲輪を設け、家臣の邸宅を構へ、寺院等をも舊地鳥立より移し建てたと傳へる。後ち再び坂西氏は歸つて深志城代となり、天文十九年武田晴信が大舉して來攻するや、當時の深志城代坂西太郎先づ降り申上は直ちに小笠原氏の本據たる林の金華山城にせまり、小笠原長時は遂に守る能はず、桐原城に走るに至つた。武田氏はやがて安曇筑摩兩郡の地を收めて金華山城を破却し、深志城を取り立て、此の地の鎮城と定め、乃ち馬場信房等城代として居り、更めて城地修築の繩張をなすと傳へてゐる。當時戰國の世、城塞は多く天險を恃み、要害を選んで、順次大規模の山城を築く風を生じ、小笠原氏の金華山城等は其の著例たるものであつた。然るに武田氏安筑の地を制するや、特に深志城を選んで松本平野の中心に據り、平地の間に其の鎮城を定めたるは、此の地方の民治を重んじ、用兵の便宜を重視せし結果にして、行政兵站の廳として平城深志城を採用した卓見に依るものである。蓋し松本城の地は所謂西信地方松本平の中央に位置し、西には險難の山嶽、越中飛彈の國境に相ひ連互し、東方また武石三峰の連峰深く、東信地方との交通を阻み、しかも南は近く鹽尻、洗馬の峠を控へて、諏訪、伊那、木曾各地方への要衝を押へ、嶮路梓川をのぼれば飛彈、美濃にも出で得べく、遠く東海道を隨所におびやかす體勢に居り、更に背後には安曇筑摩の盆地を擁して、やがて北信越後への通路も開かれ、まことに本州中部交通の要衝に當り、加ふるに安曇兩郡の豐饒は古來名ある所、此處に築かれた鎮城松本が、爾後やうやく重きを加ふるに至つたは當然のことである。

一

長祿の役後、武田氏の勢威やうやく揚らず、天正十年二月木曾義昌款を織田氏に通じたるに端を發し、やがて織田、徳川、北條の聯合軍は關東口、駿河口及び伊那、本曾、飛騨の各方面より並び進んで、武田氏の完敗する處となつた。當時織田氏の先鋒織田長益、津田勝長等進んで深志城を攻むるや、城代馬場信春其の支ふ可からざるを知り、開城して去り、同三月木曾義昌、筑摩安曇の兩郡を領して深志城に入りしも、六月織田信長本能寺の變に斃れ、西信の地はたちまち混亂するに至つたのである。乃ち上杉景勝、此の機に乗じて其の部將をして小笠原長時の弟洞雪貞種を擁して來攻せしめ、義昌を遂ひ深志城を陥れて之に據り、此の時小笠原貞慶も亦參州岡崎より鹽尻に入り、兩郡の故舊を招集してやがて深志城を攻め、上杉勢は此處に於て在城僅かに廿日、城を開いて洞雪と共に越後に去る目まぐるしい變轉を現したのである。斯くて小笠原貞慶は安筑兩郡の故地を復するや、深志城を其の本據と定め、これを松本城と改名し、天正十三年より城郭の擴張をはじめ、前後三年の日子を費して遂に其の城下の經營をも完了した。即ち舊本丸及び二ノ曲輪の外方更に一重四圍の外濠を堀り、土居を築いて新に三ノ曲輪を削し、内に小路を割つて土庫屋敷を定め、四方に五ヶ所三方一所宛北方二所の大城戸を構へ、南門を大手とし、新に三ノ曲輪に入つた町家を外に移して町割をなし、寺院を移し又は創設するなど、其の土功經營の結果、此處に始めて規模整備せる城郭を見るに至つたと稱せられてゐる。貞慶は天正十六年家督を子秀政に譲り、やがて十八年小笠原氏は下總の古河に移つたのである。

天正十八年九月石川伯耆守政正、和泉より入つて新に松本城に治し、八萬石を領した。政正亦歴戰の士にして壯志あり、大いに心を土木に傾け、先づ殿宇を三ノ曲輪に作り、之を簡三寺と稱し、更に城市内外についても計畫する所多かりしが、その目的を果さずして卒した。嗣子康長立つや、父の志を繼ぎ、文祿三年先づ天守閣を營み、更に總堀を浚ひ、其の幅を擴げ、岸を高くし、石垣を築き、渡矢倉を作り、或は黒門、太鼓門等の門櫓を構へ、堀を連立し、尙ほ居館をも修築する所あり、又女鳥羽川と薄川の流域を變更、堀鑿して要害を固くし、城下町の整備につとめ、進んで地蔵清水堀はたに石垣を築きはじめ、片端町の外に疊濠を作らんとするなど、其の壯圖はかり知れざるものありしも、たまたま大久保長安の事に座し、忽にして改易の命をうけ、城地を沒收され、土木の功も亦一時に中止されるに至つたのである。蓋し城地經營の度に過ぎたるも、其の一理由をなすとさへ云はれ、松本城の規模は此處に著しく其の壯大さを加へたのであつた。

石川氏改易の後、慶長十八年十月小笠原兵部大輔秀政、信濃國飯田より二萬石を増し八萬石にて入封す。天正十八年以來再度の入部なりしも、其の子右近太夫忠貞、元和三年七月播磨國明石城に轉じて、在城僅か五年に過ぎなかつた。小笠原氏の後元和三年十月松平戸田丹波守康長、上野國高崎より二萬石の加増にて七萬餘石を以て入封す。所謂前の戸田氏である。後康長の男康直嗣ぎ、寛永十年迄十七年間城主たりしが、記録等に依るも、是等の間、城郭其他の經營については何等著しいものは無かつた。

寛永十年四月松平出羽守直政、越前國大野より二萬石の加増にて入封、七萬石を領して寛永十五年二月に至る。其の間在城僅か六年なりしも、石川氏の松本城經營後既に二十餘年、松本城は此處に大規模の修營をうけ、城下の施設等久方振りに著しきものがあつた。直政は結城秀康の第三子、實に家康の孫にあたり、慶長元和の役既に勇武を以て鳴り、いまだ年輪まさに壯加ふるに經綸の才に富み、僅かの在城期間中にも拘はらず、其の施設する所頗る多く、先づ天守閣並に諸門に大修繕を加へ、辰巳附櫓等は此の時に新に出來せしとも傳ふ。二ノ曲輪西方に城米倉を營み、八千俵倉と呼び、大手門外女鳥羽川岸に五十四疋立の厩を建設して六九ノ厩と稱し、又土庫屋敷の増設、輿力同心屋敷の建設をなす等、松本城及び城下の施設は一段と強化されたのであつた。

寛永十五年二月、直政出雲國松江に十八萬餘石を以て轉ずるや、堀田加賀守正盛、武藏國川越より十萬石を以て入部し、寛永十九年に至る。當時堀田氏は幕閣に列して諸費多く、又江戸城外郭の石壁工事をも擔當し、加ふるに領内因作打ち續き、財政至つて困難なりしたため、城地の經營等何等加ふる所なく、二ノ曲輪南東隅櫓等の破壊せしものも遂に其の修築にさへ至らず、古材木等を外に積み置きたるまゝ、水野氏に引き継ぎしと云はれてゐる。

寛永十九年堀田氏下總國佐倉に轉じて後、七月水野半人正忠清、三河國吉田より七萬石にて入部す。以下忠職、忠直、中周、中幹を経て忠恒に至り、六代八十餘年、直政の經營に引き續いて城内外の修營に努むる所多く、先づ忠清入城の初め、前領主堀田氏の時破損の儘なりし本城北曲輪の石垣及び二ノ曲輪南東隅の二重櫓等を築造し、城下に足輕町を開き、二代忠職の時も應匠町、田町、袋町、出居番町等を割り、西堀に足輕屋敷を設け、又北馬場にありし瓦屋を擴張して水汲村に移し、後土手拵小屋釜屋、瓦屋、炭燒釜、鐵砲壘拵所、倉庫等を含ませしめ、細工場と稱し、萬治二年に完成、忠直の時更に惣堀を浚へ、北不明門八千俵倉及び矢

倉等を修築したと云ふ。享保十年七月忠恒改易の命をうけ、翌十一年三月まで城地は幕府の直轄する所となり、代官出張して政務を執ること八ヶ月に及ぶと云ふ。享保十年十月志摩國鳥羽城主松平丹波守光慈、松本城に轉封の命を受けて翌十一年三月入部す。前の松平氏戸田の後にして、光重より光永、光熙を経て九十三年の後の再入部である。爾後歴世繼承して九代百四十餘年、明治維新に至り、尋で藩籍を奉還して華族に列し、子爵を賜り、且つ松平氏を改めて舊姓戸田氏に復した。即ち康長の時代を前の戸田氏、光慈以後を後の戸田氏と呼ぶ所以である。

享保十二年閏正月朝日、本丸御殿を焼亡す。總坪數九百五坪、總疊數千五百六十疊餘。火勢旺んる時、天守、月見櫓、隅櫓等風向悪しく危険に類せしも、藩士等身を挺して之を防ぎ、やうやくにして類焼を免れしと云ふ。爾後本丸居館復舊の事なく、藩主は二ノ丸の殿舎に居住することとなり、明治維新に及んだ。

其の後天保十三年には天守の修復あり、人夫凡そ百五十人と云へば小工事なりしならんか。弘化二年二月より四月の間、郭内惣濠及北西の外濠浚渫のことあり、此の人夫一日に三百人宛と云はれ、文化二年には續いて東及び南の外濠を浚渫し、尙ほ惣濠にまで及んだ由である。多年潦濠の埋没せしものを、此の時全く浚渫し終つた大工事であつた。更に慶應元年十一月南堀の浚渫を行ふ。即ち同年五月水害に埋没せしための臨時處置である。以上後の戸田氏前後百四十餘年間、城郭城地には差の改變もなく、建物も亦時々的小營繕の他、さしたる改修を見なかつたと察しられる。

明治二年藩籍奉還後兵部省の管轄に屬し、四年十月命に依り松本城本丸天守閣及び官庫内の武器を陸軍へ引渡し、二ノ丸を松本縣用地とし、引續き樓櫓諸門塀等を毀つに至つた。天守の如きも五年一月公賣に附せられ、二百三十圓にて落札せしが、取毀費に恐れ着手に躊躇せしを、有志保存の議を提唱して危く毀損を免れたと云ふ。爾來三ノ丸の地は早く民有に移り、外濠等相次いで埋められ、本丸二ノ丸の地域のみ僅かに其の地形を保存せられたのであつた。明治六年舊本丸内に博覽會を開き、十三年五月植物園となり、十八年十一月舊二ノ丸に松本中學校を建設、明治卅四年松本天守閣保存會起り、翌卅五年には本丸の地を松本中學校の運動場となすに至つた。

當時松本天守閣保存會により、天守以下の殘存建物修理の計畫を進められしが、時あたかも日露の役に際會して、引し、戦後やうやく其の議成り、明治四十二、三年の交、工費二萬餘圓を投じてこれが修理完成を見たのであつた。

次いで昭和五年十一月には著名なる城郭址として史蹟に指定され、更に昭和十一年四月には殘存建物五棟が一括して國寶に指定されたのである。

文部省告示第二百二十二號  
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依り左ノ通指定ス  
昭和五年十一月十九日  
文部大臣 田 中 隆 三

名稱	地名	地	城
松本城	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸	一、一ノ丸、二ノ丸、三ノ丸、四ノ丸、五ノ丸、六ノ丸、七ノ丸、八ノ丸、九ノ丸、一〇ノ丸、一一ノ丸、一二ノ丸、一三ノ丸、一四ノ丸、一五ノ丸、一六ノ丸、一七ノ丸、一八ノ丸、一九ノ丸、二〇ノ丸、二一ノ丸、二二ノ丸、二三ノ丸、二四ノ丸、二五ノ丸、二六ノ丸、二七ノ丸、二八ノ丸、二九ノ丸、三〇ノ丸、三一ノ丸、三二ノ丸、三三ノ丸、三四ノ丸、三五ノ丸、三六ノ丸、三七ノ丸、三八ノ丸、三九ノ丸、四〇ノ丸、四一ノ丸、四二ノ丸、四三ノ丸、四四ノ丸、四五ノ丸、四六ノ丸、四七ノ丸、四八ノ丸、四九ノ丸、五〇ノ丸、五一ノ丸、五二ノ丸、五三ノ丸、五四ノ丸、五五ノ丸、五六ノ丸、五七ノ丸、五八ノ丸、五九ノ丸、六〇ノ丸、六一ノ丸、六二ノ丸、六三ノ丸、六四ノ丸、六五ノ丸、六六ノ丸、六七ノ丸、六八ノ丸、六九ノ丸、七〇ノ丸、七一ノ丸、七二ノ丸、七三ノ丸、七四ノ丸、七五ノ丸、七六ノ丸、七七ノ丸、七八ノ丸、七九ノ丸、八〇ノ丸、八一ノ丸、八二ノ丸、八三ノ丸、八四ノ丸、八五ノ丸、八六ノ丸、八七ノ丸、八八ノ丸、八九ノ丸、九〇ノ丸、九一ノ丸、九二ノ丸、九三ノ丸、九四ノ丸、九五ノ丸、九六ノ丸、九七ノ丸、九八ノ丸、九九ノ丸、一〇〇ノ丸	城
	同	字二ノ丸跡地	
	同	字花畑	
	同	字土井尻町	
		右地域内ニ介在スル道路敷	

文部省告示第二百三號  
國寶保存法第一條ニ依り左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス  
昭和十一年四月二十日  
文部大臣 平生 眞 三 郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺 渡り櫓 三層渡櫓、屋根本瓦葺	國（文部省所管）	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸



城已附橋 三層橋、屋根本瓦葺  
 月見橋 單層、屋根四注連、本瓦葺

尙ほ二ノ丸舊地南城にあたる松本中學校は、最近他に移轉し、校舍等概ね取り拂はれ、裁判所構内を除いて本丸二ノ丸の舊地一帯は公園地となり、今日に及んでゐる。

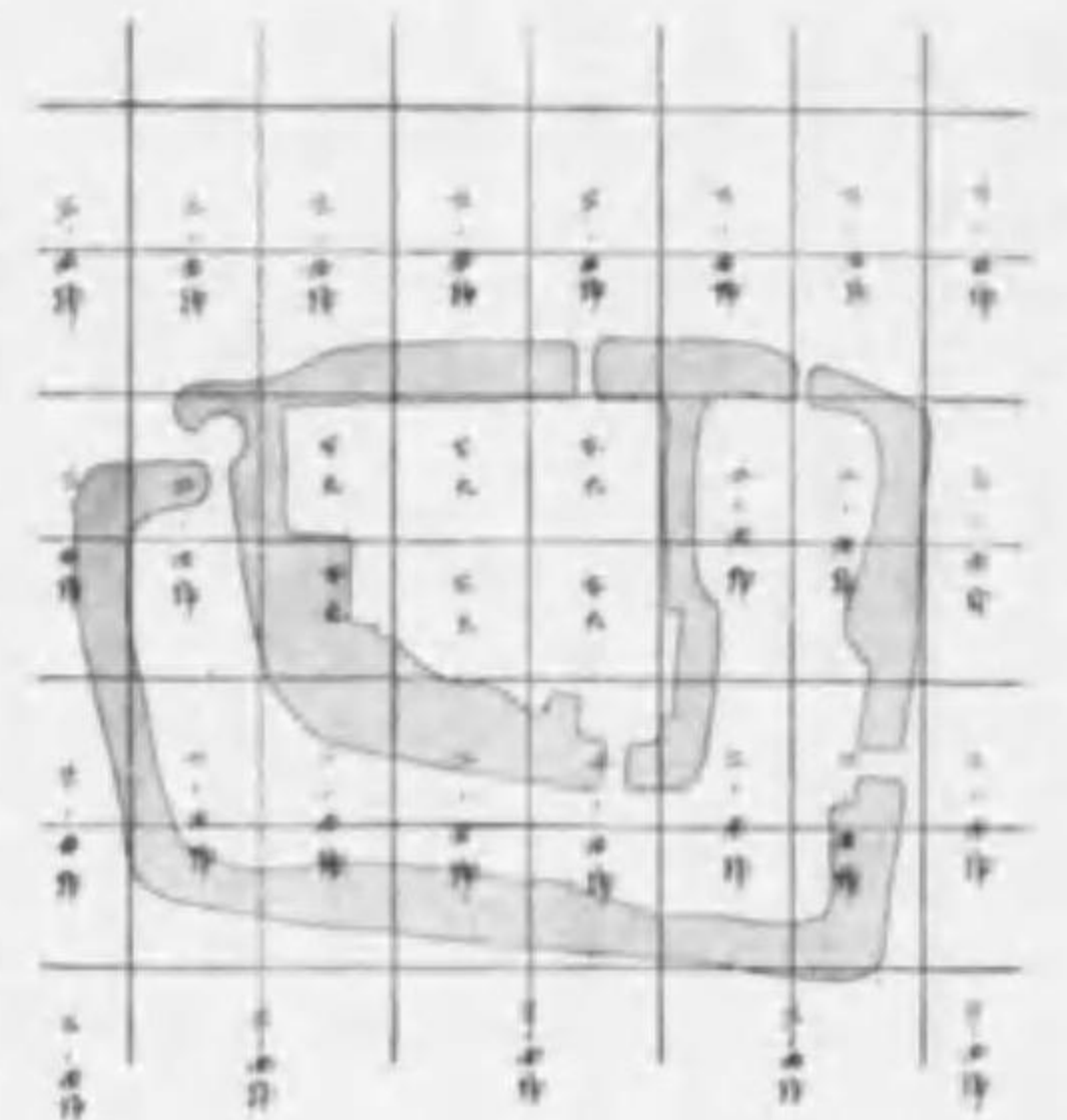
二

叙上の如く、松本城は其の創めを室町中期に發達したる地方豪族の居館に發し、當時小笠原氏の本據たる林城の一衛城として取立てられた小規模の城塞に過ぎざりしものにして、たまたま武田氏の卓見に依り西信松本平の鎮城と定められ、やがて時勢の進運に伴ひ遂に其の基礎を不動のものとしたのである。

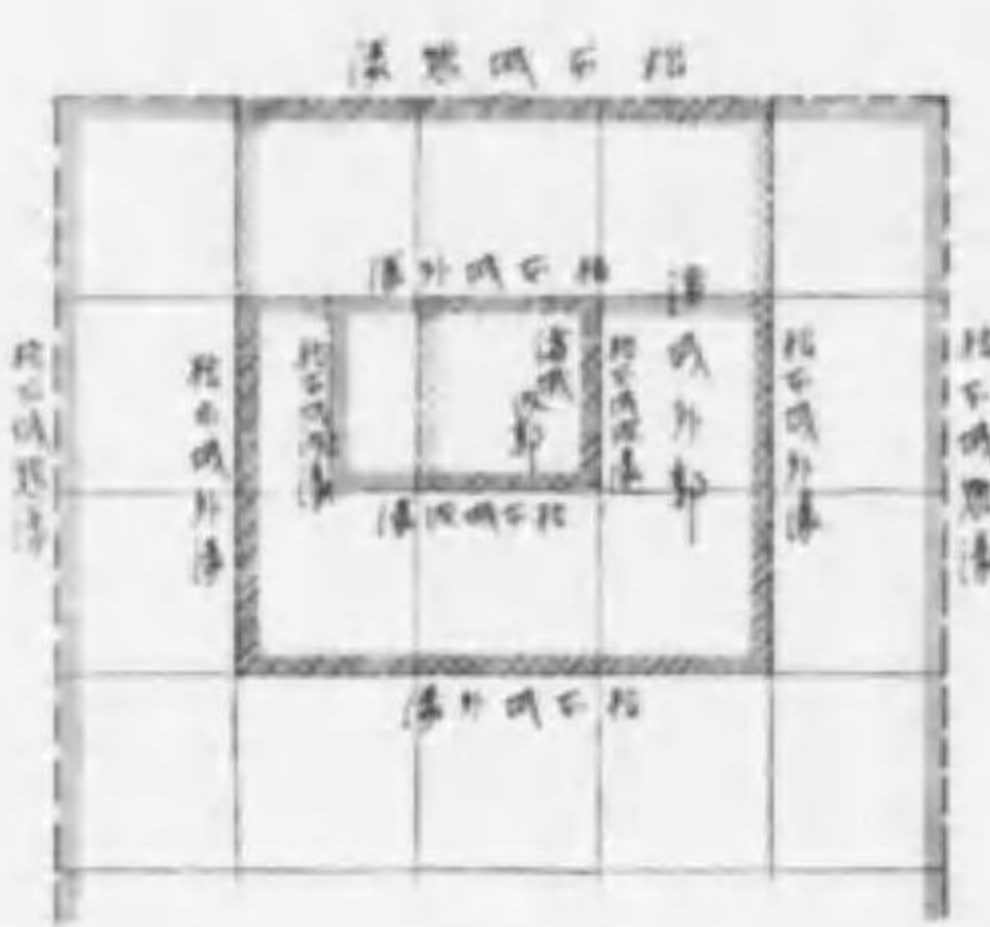
始め島立氏の築城は、坂西氏の居館に二ノ曲輪を加へたと謂はれ、即ち居館の周圍に家臣の屋敷を配置して外郭を作り、地城も方數町を限るに過ぎず、後世發達せる所謂平城の規模には遙に遠いものであつた。今松本市の近郊に残る島立氏の舊居館址又は清城址等は、當時の地方居館址として、武將城塞の制を推知するに足る好例であるが、深志城の當初も亦斯くの如きものであつたと推察される。現に松本城の本丸及び二ノ曲輪の地形は、是等舊址の制と類似する所多く、此の點同様の發展経路を採りし大垣城の繩張と相通するものあるは興味をひく。

武田氏の時、馬場美濃守信春信房再度城代となり、相備へ多田治部右衛門、横田甚五郎等と城地修築の繩張をなすと云はれる。由來武田氏は各地共好んで平地に城を營み、以て行政兵站の府となし、所謂要害堅固の城は是を營まず、當時深志城の修築も其の例にならひ、著しき變化なかりしもの、如く、其の内容等は傳はつてゐない。

以上松本城の創始より武田氏に至る迄の沿革には、興味深き點多きも、其の後の小笠原氏及び石川氏の經營せる松本城制に對比する時、寧ろ之を深志城時代、即ち松本城の前期時代となすに至當とする。所謂近世式城郭松本城の歴史は小笠原、石川兩氏の經營に創ると見られる。即ち小笠原貞慶の當時は、尙ほ戰國の末年干戈匆忙の間にあり、よく城郭完成の暇なかり



松本城古圖。依り地區劃略圖(大體約一町角)



松本城本丸及二ノ曲輪地割と清城址地割ノ比較略圖

しとは云へ、本丸、二ノ曲輪の外新に三ノ曲輪を圍ひ、此處に土屋敷を割り、更に外郭に城下町をも開いた其の規模は、全く近世式城郭の制に據るものにして、彼の見識壯圖には、まことに感ず可きものあるを憶へる。蓋し貞慶は早くより諸國を流浪し、審に各國の要害を歴視し、其の經驗を以て大いに松本城を營みたるものにして、現松本城の輪郭は概ね此の時に定まりしとさへ云はれてゐる。又其の後をうけた石川數正は、有名な歴戰不羈の武將にして、計畫する所また壯大なりし如く、先づ殿館の整備をはかり、子康長亦父の志を繼いで經營甚だ努め、五層の天守を營み、各曲輪の強化整頓をなし、城下町の經營をも完了したのである。當時は關ヶ原役の前後にあたり、新興新封の諸侯等盛んに壯大なる城郭を營みし頃に屬し、加ふるに康長は當時の權臣大久保長安の近親として、其の計畫するところ、所領は僅か十萬石に足らずとも、數十萬石諸侯のそれに匹敵すと云はれたのであつた。

當時の松本城制は記録等全たからず、勿論其の詳細を知るに由なきも、幸に其の後の沿革等に徴して、現存する水野家又は戸田家時代の古繪圖及び現城址等より、其の大體を察知する事が出来る。是によると當時の松本城は既述せる如き戰略的要地に當るのみならず、北に丘陵を負ひ、東に山深く、西及び南は廣く低地続きにて、其の中央を薄川が東より西に流れ、更に西北に折れ、西南郊は概ね湿地をなし、奈良井川其の中央を北流し、西方里餘の間、自ら城下の一區を劃して、自然の要害をなすを見る。しかも其の間東北に發した女鳥羽川は、近く山麓の東郊を南流し、南方は薄川の北に相並んで西に向ひ、遂に西北折した薄川に合し、やがて城下の惣郭を圍ふが如く、是等諸川改修の苦心も覗はれるのである。

乃ち松本城は此の要害の地區の中央に位置し、本丸は城内北寄中央に選ばれ、南北は一町東西一町半許、其の南西隅に大天守及び小天守よりなる聯立天守を聳立せしめ、北東隅にも櫓を置き、内濠の四周總て石垣を築き、狭間堀を繞し、特に東面は多間櫓を建て、連ね、其の間南面東隅に本丸正門たる黒門口を開き、櫓門を設け、石垣を疊んで櫓形に固め、北面東隅には北門を、西面天守の北方には水手口の埋門を開いて、櫓手への通路とし、天守東南にも水門一所があり、内濠へ出られた。中央廣場には殿館が建ち並び、又御廩、馬場、矢場等があった。

二ノ曲輪は本丸の東南西三面を圍み、南北は二町東西は三町の門字型の地をなし、三ノ曲輪へは東面中央大手の太鼓門口、西北鎖守若宮八幡の一郭への櫓手口及び東北隅に御殿裏門を開くのみとし、太鼓門口は櫓門石垣櫓形の嚴重な固めとなつてゐる。外濠の周圍は概ね土坡の上、狭間堀を連互し、四隅及び南面中央に二重の隅櫓都合五を建て、要衝を固め、内部は北東部及南東隅に二ノ曲輪御殿及び筒三寺の新御殿を營み、南方は諸具の土藏及び馬場とし、西方は御城米倉を配置してあつた。

三ノ曲輪は本丸及び二ノ曲輪の一郭を北寄に置いて、之を南に狭い梯形に圍ひ、南北は六町北五町南四町許外に惣濠を繞し、其の周圍は土坡に狭間堀を懸け、要所に單層の櫓都合十四、四角の隅櫓四の他、北面二、東面四、南面一、西面三を配置し、其の間に五口を開いてゐた。南中央の大手口は櫓門に石垣を疊み、特に嚴重な櫓形を作り固め、其の他東面に一東門、北面に二北門及び北不明門、西面に一西不開門の各門を開いて、夫々馬出の形式に固め、内部は總て土屋敷とし、縦横數條の街路を通じてあつた。

惣濠の外方は、南方近く女鳥羽川が流れ、其の間に所謂六九坂等が建てられ、更に女鳥羽川を越へて薄川に至る手前、長谷川の邊まで町家が建ち並び、東方は濠沿ひに土屋敷を並べて北門外に及び、土屋敷の外方には町家を置き、更に寺院を配し、北門外は一圍の土屋敷を割り、其の北方と惣堀北及び西方沿ひには足輕屋敷が配置されてゐた。

以上本丸、二ノ曲輪を城郭の核心として、天守殿館以下の主要建物を配し、三ノ曲輪を土屋敷として、其の外郭となし、惣濠の外東南部高燥の地を選んで、城下町を開き、女鳥羽川及び薄川の改修により惣堀の體を整へ、更に北東の丘陵山岳南西の河川濠地を利用して外郭の要害となしたのが、松本城繩張の根本方策と見られる。本丸は特に大天守、小天守の並び立つ規模壯大

な聯立天守を營み、後に辰巳附櫓、月見櫓等が附加されて一層壯大複雑さを増した。内濠を悉く石垣に固め、或は黒門口に櫓形を構へる等、初期城郭中まれに見る嚴重さを示してゐるが、城内多門櫓のあるのは本丸東面のみで、他は總て狭間堀に限られ、二ノ曲輪に二重櫓、三ノ曲輪に單層櫓のみ配した點、或は内外の諸濠も二ノ曲輪は要所石垣を積むのみにて、三ノ曲輪共總じて土坡に止めた點等は、當時としての初期的な一般城郭手法であり、又狭間堀に屢々鋸齒形の固めを用ひ、或は三ノ曲輪の開口部に濠と土坡を用ひた馬出を作つてゐるのも、古式を傳へてゐると見るべく、然も本丸以下各曲輪の正面口には特に嚴重な櫓形を作り、三ノ曲輪大手口等は最も發達した形式を示してゐる等、當時の過渡的苦心の存する所と見てよからう。二ノ曲輪西北隅の櫓手口は内外濠相交り櫓形の型をなし、鎖守若宮八幡の境域を利用して櫓手の固めとした興味多いものである。又天守北方の埋門から此の櫓手口へ堀廊下橋が架けられてゐたのも、櫓手の裝置として特殊な工夫であつた。之を要するに松本城は戰國末關ヶ原以前の築造になり、概して古式手法がよく守られ、其の間新興の整頓した手法をも混じて、關ヶ原以後の築城例多い現城郭遺構中に特異なる存在として、城郭史的價値の豊かなものとして認められる。以上は凡そ小笠原石川兩氏の遺營より松平直政の中興に及ぶ間の松本城制の一般である。其の後は殆んど改變なく、以つて明治維新に及んだもので、其の間特に説明を加ふ可きものはない。

### 三

松本城天守は、五層六階の大天守と三層四階の乾小天守を南北に配し、地階出入口を持つ重層の渡り櫓を以て其の間を連結した所謂聯立天守の形式になり、更に其の東南方に接して二層二階の辰巳附櫓が附屬し、尙ほ其の東方に地階登り口を含む單層の月見櫓が連綴してゐる。櫓はめて複雑且つ稀に見る壯大な規模になつてゐる。文祿三年創建の當初は、大天守、小天守及び渡り櫓よりなる所謂聯立天守の純正な形式に止まつたが、寛永年間辰巳附櫓、月見櫓が更に附加され、現在の形式になつたものと謂はれてゐる。即ち聯立天守の遺構例としては、現在最も古く、後の名古屋城等に先立つものとして特に注意される所であり、又辰巳附櫓及び月見櫓の附加は、其の立面變化を益々複雑ならしめ、一般天守例中稀に見る特異な松本城天守

を形成せしめたのである。

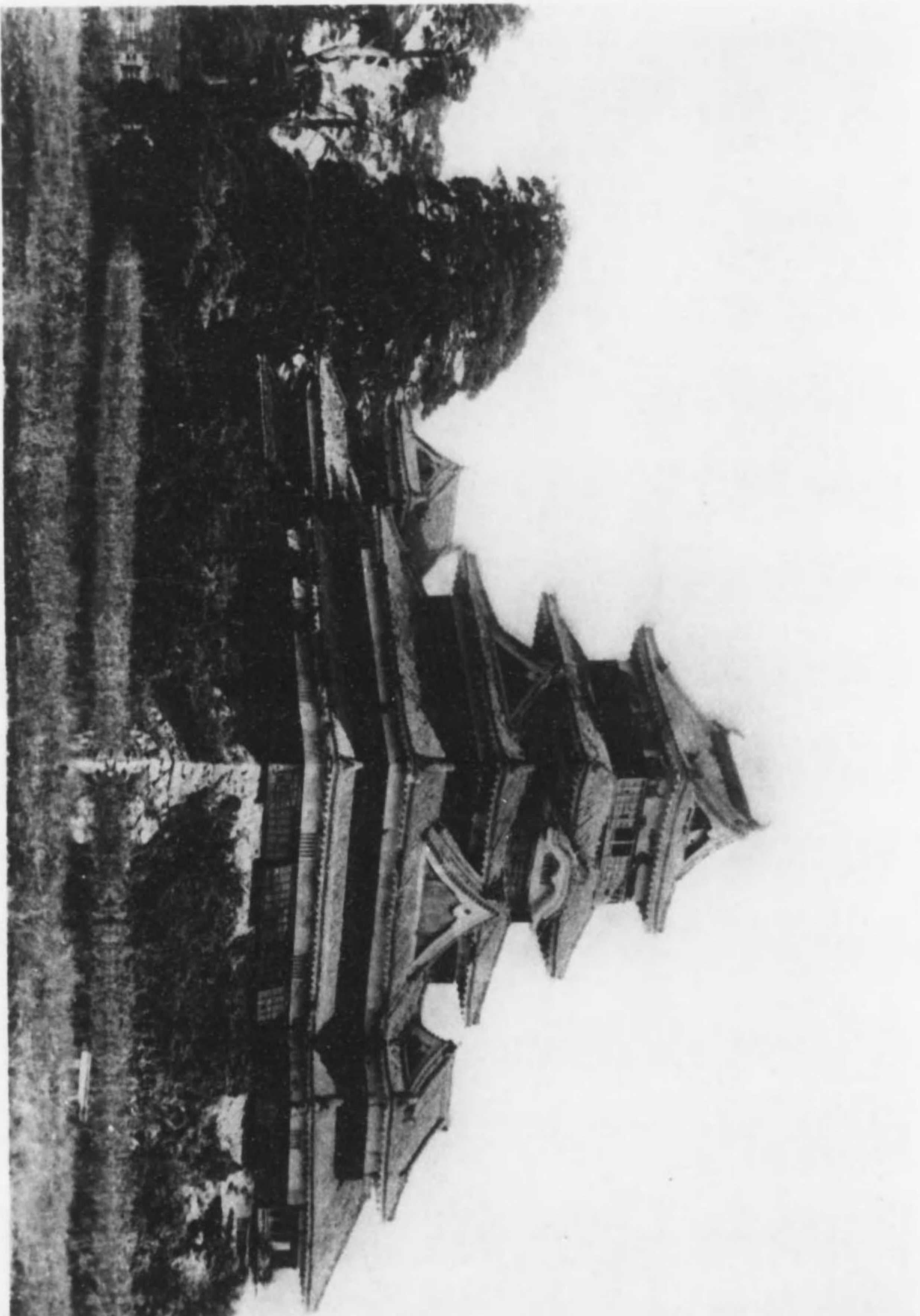
五層六階の小天守は、二階宛建登せの三重構架となり、且つ屋根は總て各層庇構造となつてゐるのを特徴とする。即ち各面の破風、唐破風は總て飾附の千鳥破風で、主屋の屋根構造ではない。此は一般に寧ろ江戸初期以降の例に近似し、特異な存在とされるものであるが、慶長以前より既に此の種天守構造の一派が存して、會津城天守等其の例に乏しからざりしものと察しられてゐる。即ち松本城小天守は此の點に於て他例多く減び去つた今日、貴重なる遺構例である。三層四階の乾小天守も亦同じ構造になり、寧ろ是は當時の隅櫓の形式に近い。渡り櫓は兩者の間を連結し、兼ねて出入口の装飾を持つたものである。

尙ほ注意すべき點は、小天守一階はもと中央十字の通路が存し、四室の倉庫に別たれた痕跡を示し、且つ四周に一段低い武者走を持つこと、二階は數室に區分された痕跡はあるが、其の間犬山城や岡山城等に見る主殿形式の装飾が明確に覗ひ得ないこと、最上重が母屋の四周入側を持ち疊敷の装飾にはなつてゐるが、他に特別な装飾はなく、然も四周壁龕に窓を存するのみにて、廻縁其他普通に古式と稱せらるゝ装飾を全く欠くこと等である。夫等の何れが創建當初のまゝであり、又何れの部分が寛永改修の結果によるものであるかは、今遽に斷じ難いが、二階等は其の内でも最も改修の著しかりしものと察しられる。但し外形に於ては殆んど當初のまゝを存するものと察してよく、明治の大修理も材料こそ代替されたが、形式手法はよく保存されたと見られる。各層の破風、下見張、狭間特に初層の石落の制は、古式が覗はれて興味多い。乾小天守及び渡り櫓は、特に明治の著しき修理をうけ、各部採光のため窓を大きくし、硝子戸を入れる等、外觀を損する所も尠しとしないが、大凡の制式はよく守られ、特に渡り櫓出入口の装飾など、古式を覗ふ好資料である。尙ほ小天守の構造材を見るに、文祿當初のものと見て支障ない櫓を主材とする古材と、恐くは寛永修築當時のものと察しられる櫓を主材とするもの、及び明治の修理による新補材とが大體に於て區分される。乾小天守及び渡り櫓は、當初櫓の皮附材及び松を用ひられたらしいが、大破修理の結果現在では明治の修補材が多い。ついで大體の修補年代及び其の修理程度が察しられるものである。松平直政の造營と傳へられる辰巳附櫓は、小天守の南東方に續く石垣上に建ち、普通の構造になる二層二階の櫓である。松平直政の造營と傳へられるものであるが、南面上階の花頭窓及び各重外面に柱型が突出しになつてゐるのを特徴とする。小天守との接合部は柱が二

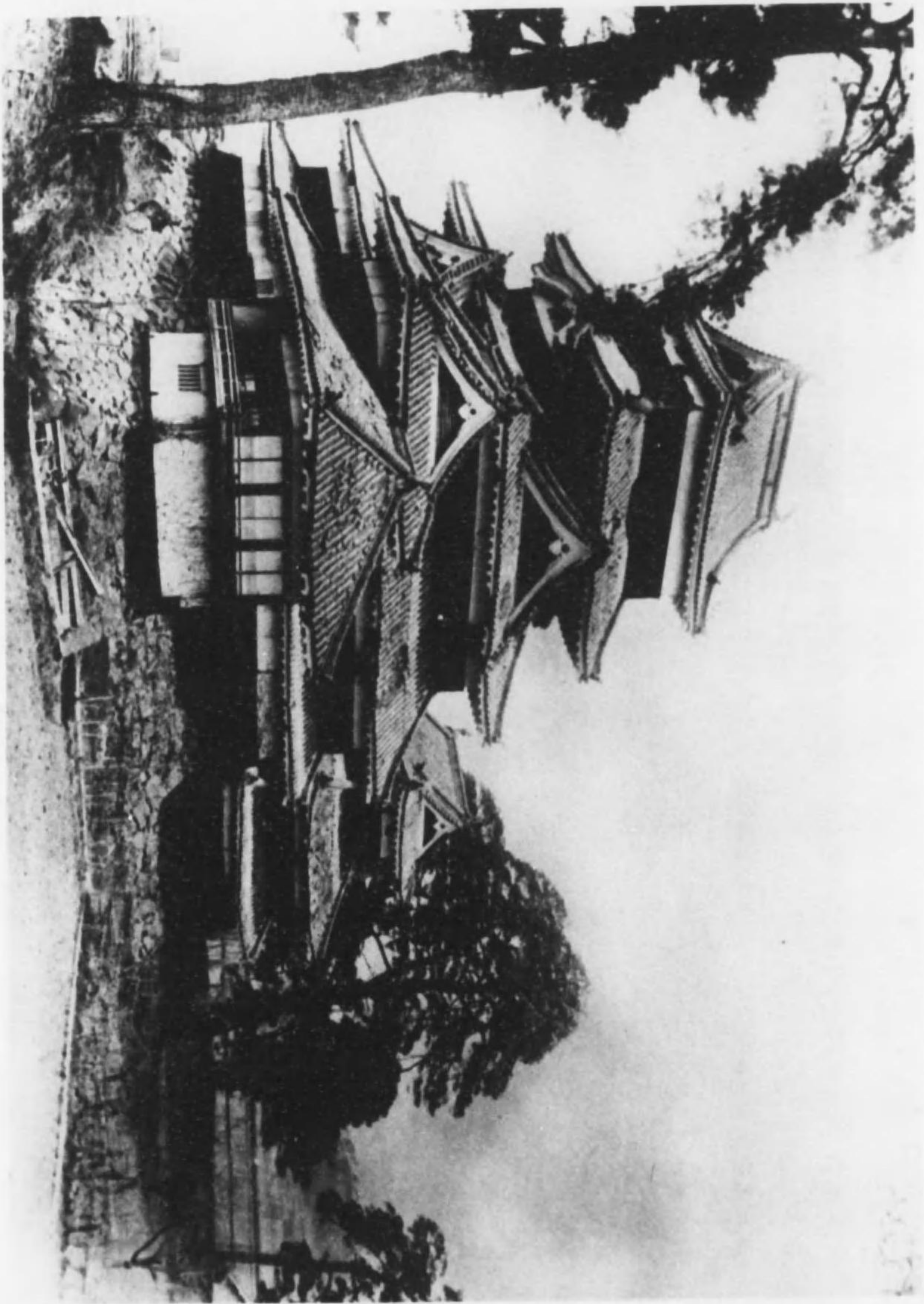
重に立て添へられ、後世の接續建造になる事は明瞭である。櫓全體の材も櫓を主材とし、手法も小天守とは相異し、所傳の誤でないことが察しられる。月見櫓は更に其の南東方に續き、構造的にも當初から附櫓と同時に營まれたことを示し、材料其他も一致してゐる。月見櫓の制が他の城郭建築中にあつて、寄棟造に三方廻縁勾欄附、舞良戸建具の、全く開放的な住宅風な意匠になることは、記録等に屢々見られる所とは云へ、全く稀らしい遺構である。内部装飾の住宅風な例は他にも乏しくはないが、外部までも斯うした意匠に終始した例はあまりない。やはり寛永頃の泰平所産のものと考へて良い。

小天守を始め此の一連の建物が建つ石垣は、法勾配の甚だ緩い安山岩の野面亂石積になつてゐる。合端に側石を挿んだ古拙豊かな、且つ極めて特徴あるもので、尠くとも慶長を降らず、恐らく創建當時のまゝのもの、と察しられる。之に反し、天守の北方揃手埋門近傍の石垣は、寛永頃の積直しと察しられ、石積手法のよき對照をなしてゐる。

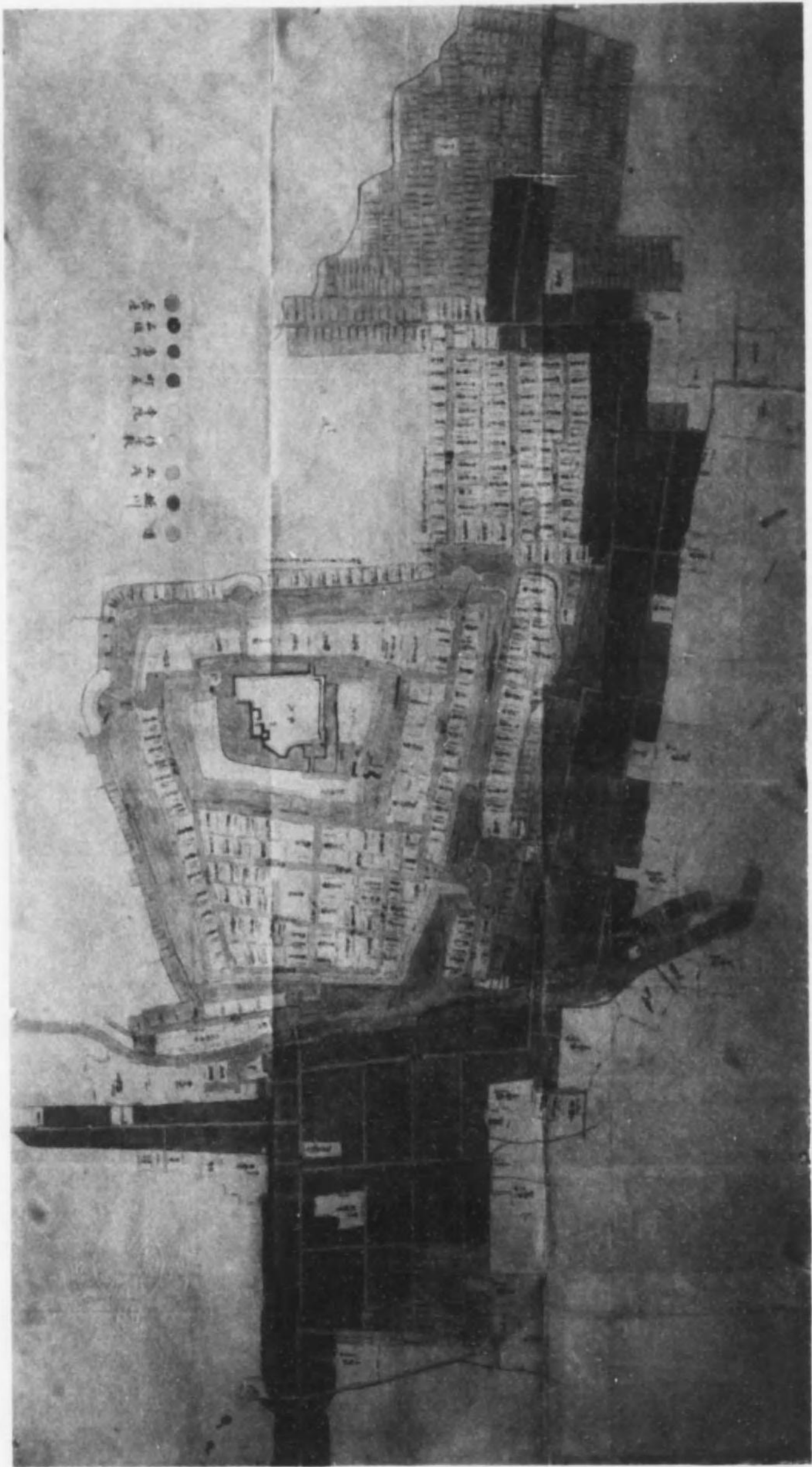
以上松本城の天守は、其の創建を所傳の如く文祿三年とするに不都合なく、小天守、小天守及び渡り櫓よりなる聯立天守の制は、當時として稀に見る壯觀として四階に誇示されたものであつたらう。其の後直政の壯志によつて、小天守以下相當の修造をうけ、此の時辰巳櫓と月見櫓が建て増されて、偉觀更に加はり、幸に享保の大災の難を免かれ、其の間時々の屋根替及び小修理を受けたのみにて、昔ながらの雄姿を今日に存したものと察しられる。現に小天守以下の屋根瓦には、戸田家の六曜文が最も多く、各棟の鬼瓦も、總數六十四の内六曜文は二十七を占めてゐるが、尙ほ五七桐の松平家直政の文、これに次いで十七を數へ、中には花澤瀉の水野家紋所のものさへある。また大等鬼瓦の中には辰巳附櫓大鬼の「天保十四年癸卯五月 日 岡田組大村住人瓦師勇吉作之、小天守西方破風北鬼の「天保十四年癸卯歲 瓦師勇吉乾小天守西鯨の「文化壬申年九月吉日、小天守南方破風南側鬼の「寛政八年辰十月吉日、辻田安道作之、月見櫓大鬼の「享和二年壬戌、乾小天守三層東北鬼の「寶曆八年寅三月等の在銘のものが、屋根修理の年次が示されてゐる。



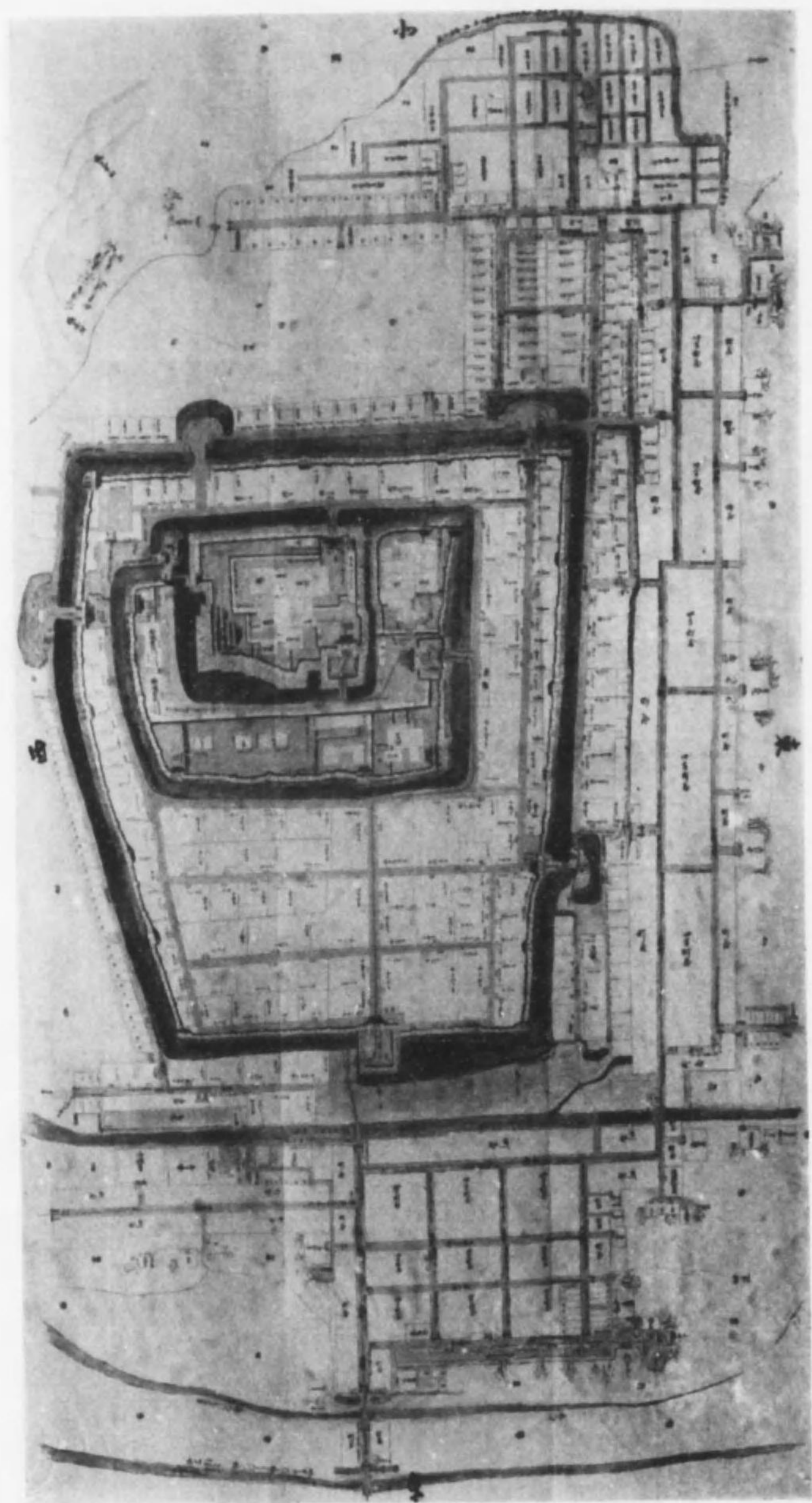
一 松本城天守由西面明治三十年頃寫眞



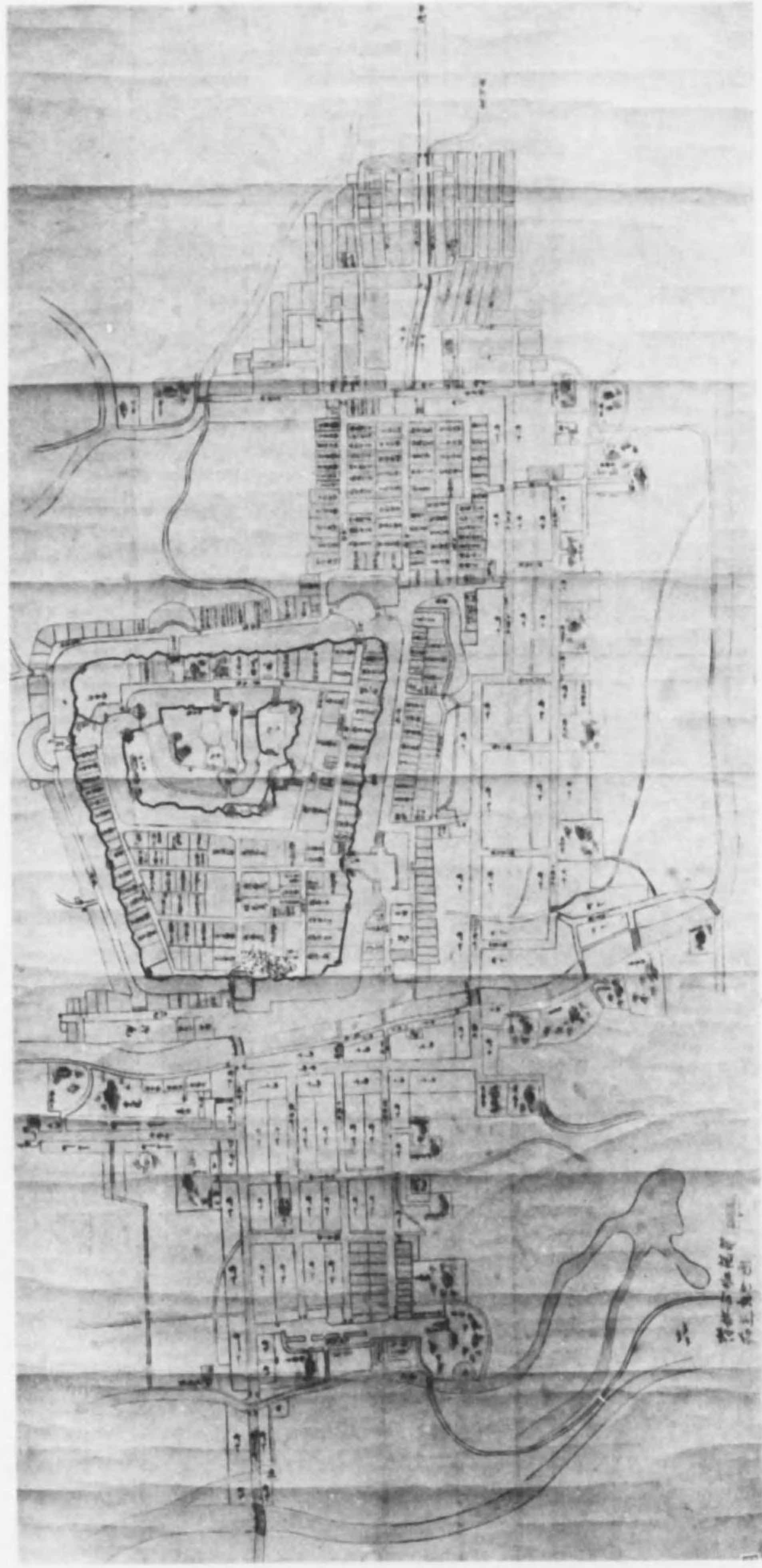
二 松本城天守南東面明治四十年頃寫眞



三 松本城古圖 其一 (傳水野家時代松本城全圖)

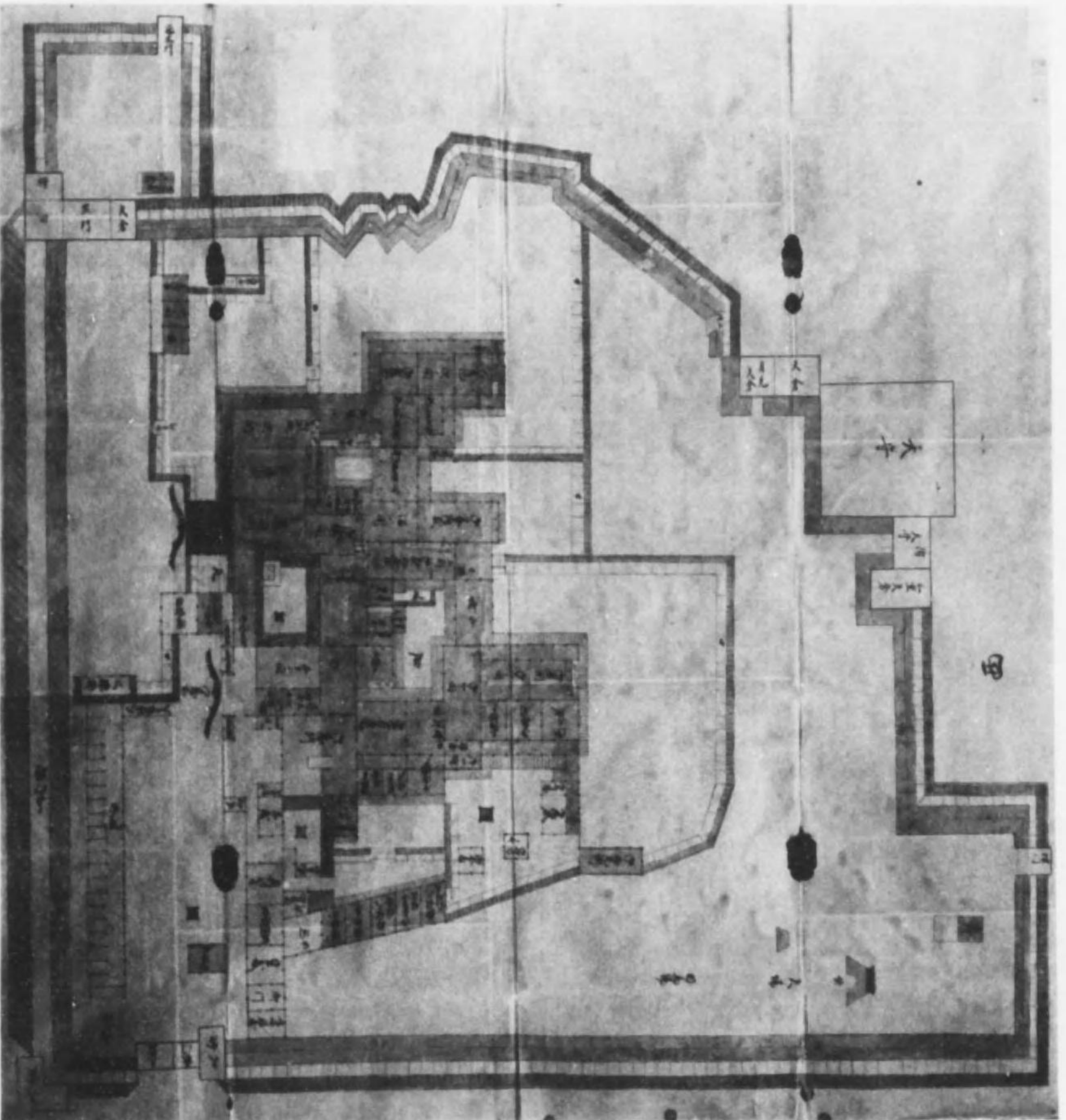


四 松本城古圖 其二 (傳文化文政松本藩屋敷別圖)



五 松本城古圖 其三 (傳藩主松平光徳侯時代)

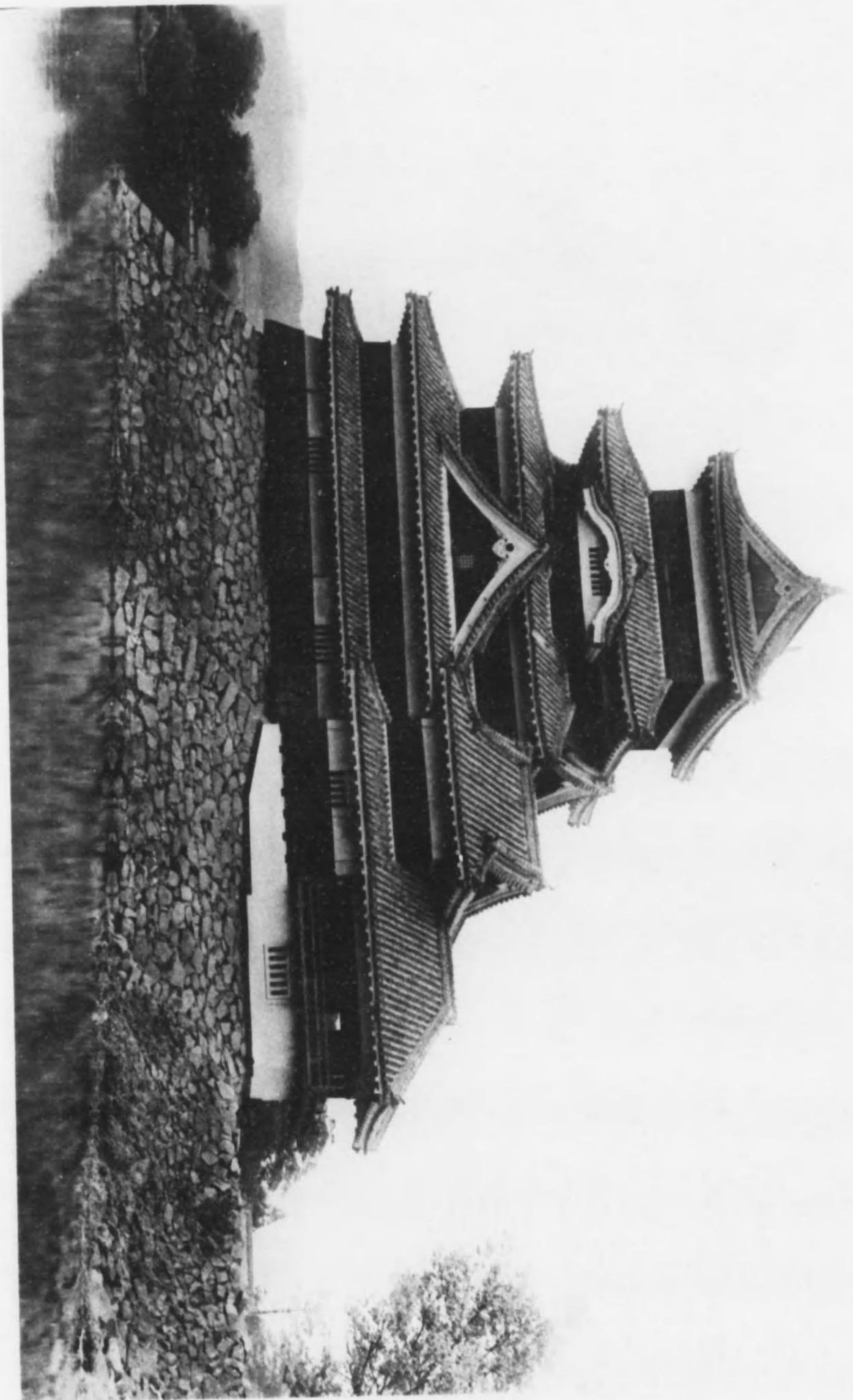




六 松本城丸御殿吉圖



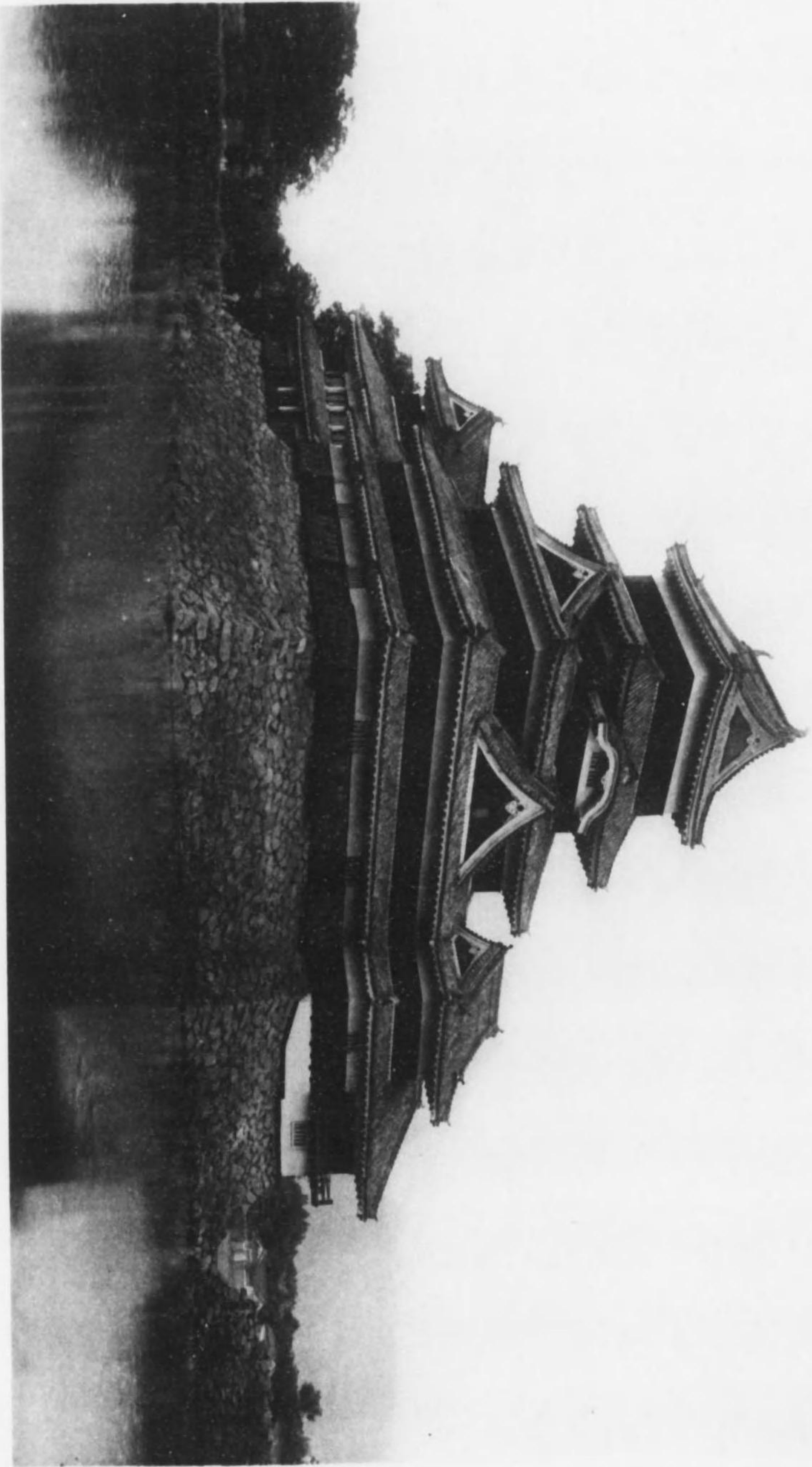
七 於本城天守南西面遠望



▲ 松本城天守南面

九  
松本城天守南東面詳細

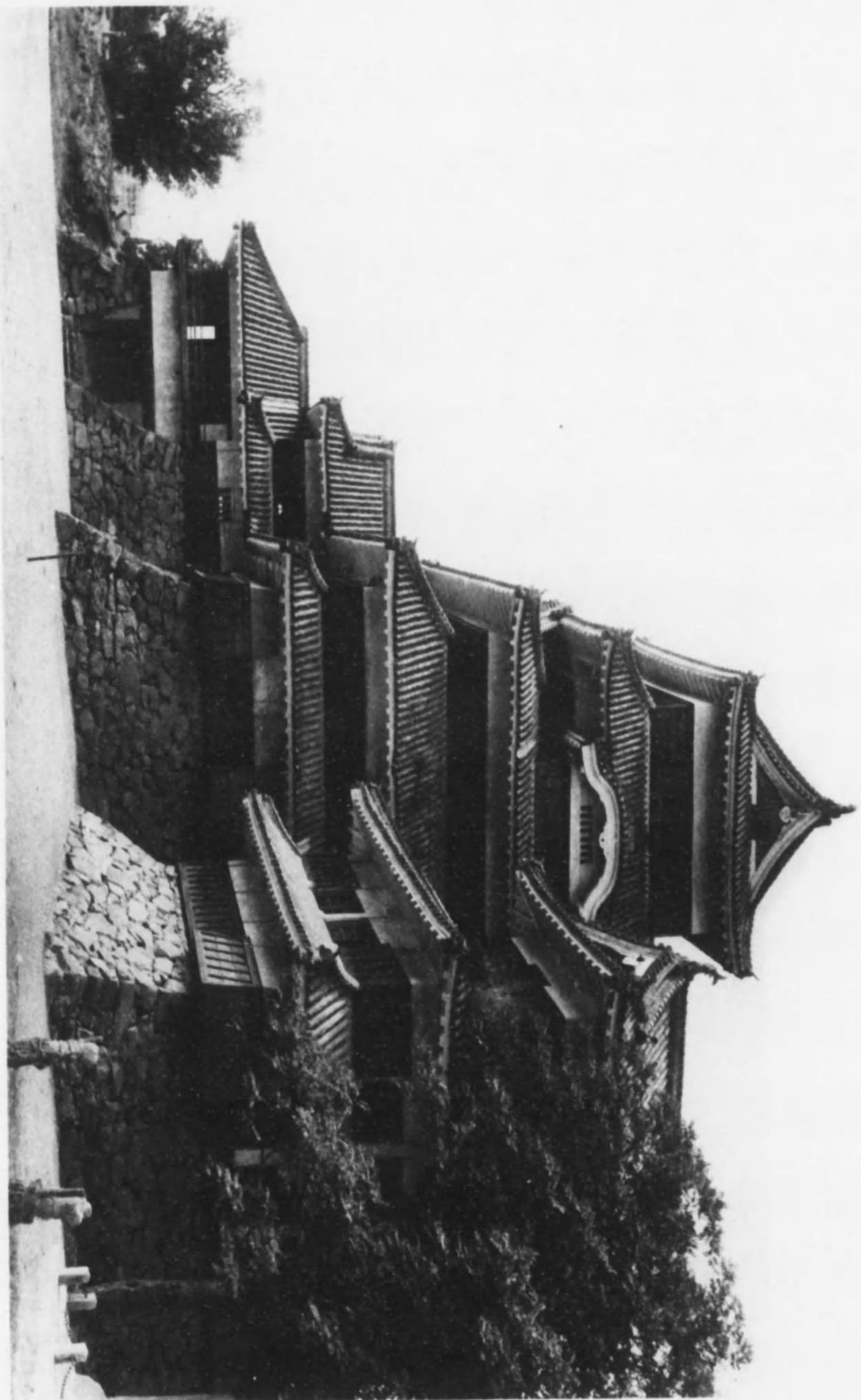




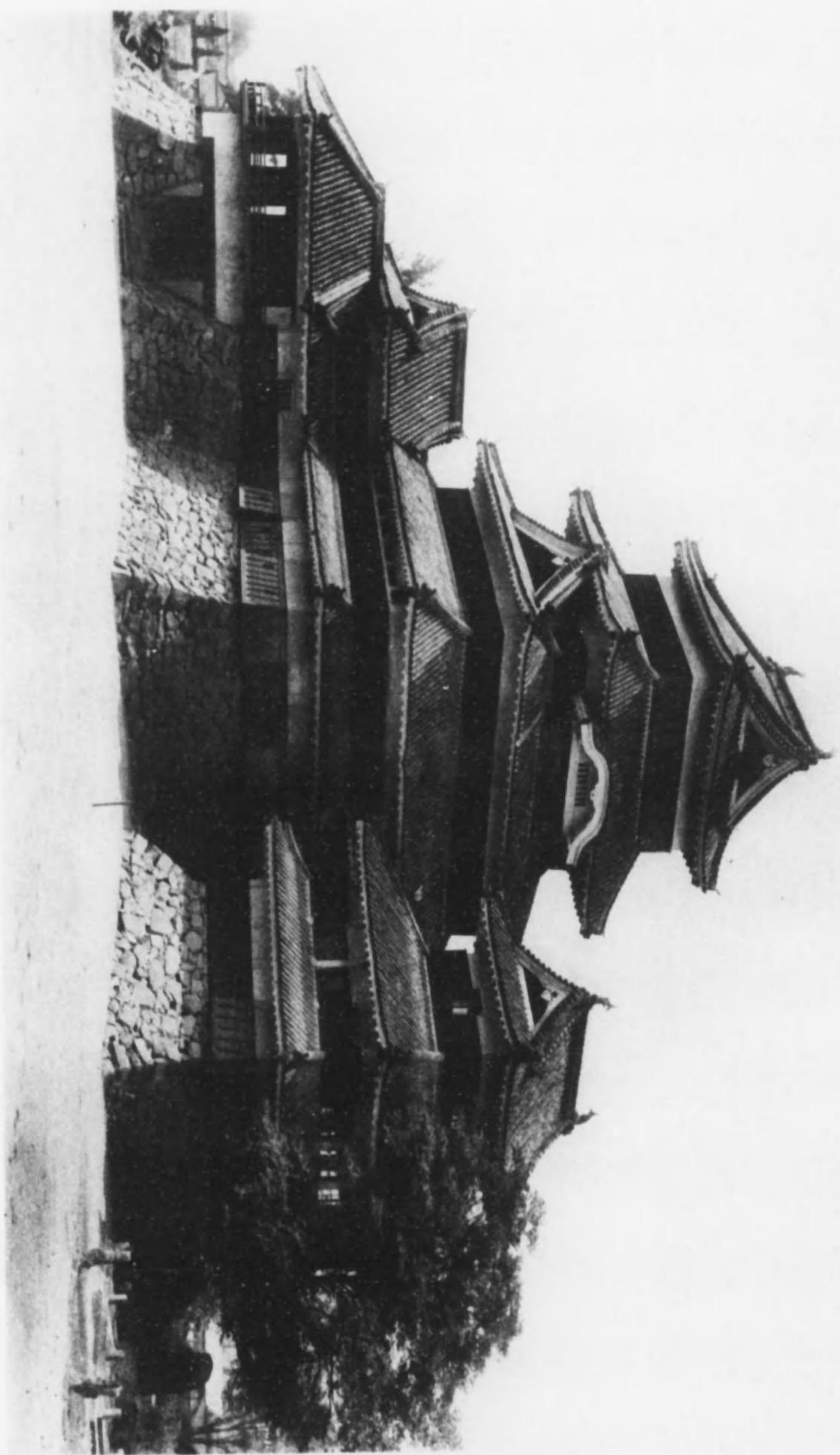
10 松本城天守南西面



一 松本城天守四面



二 松本城天守北側

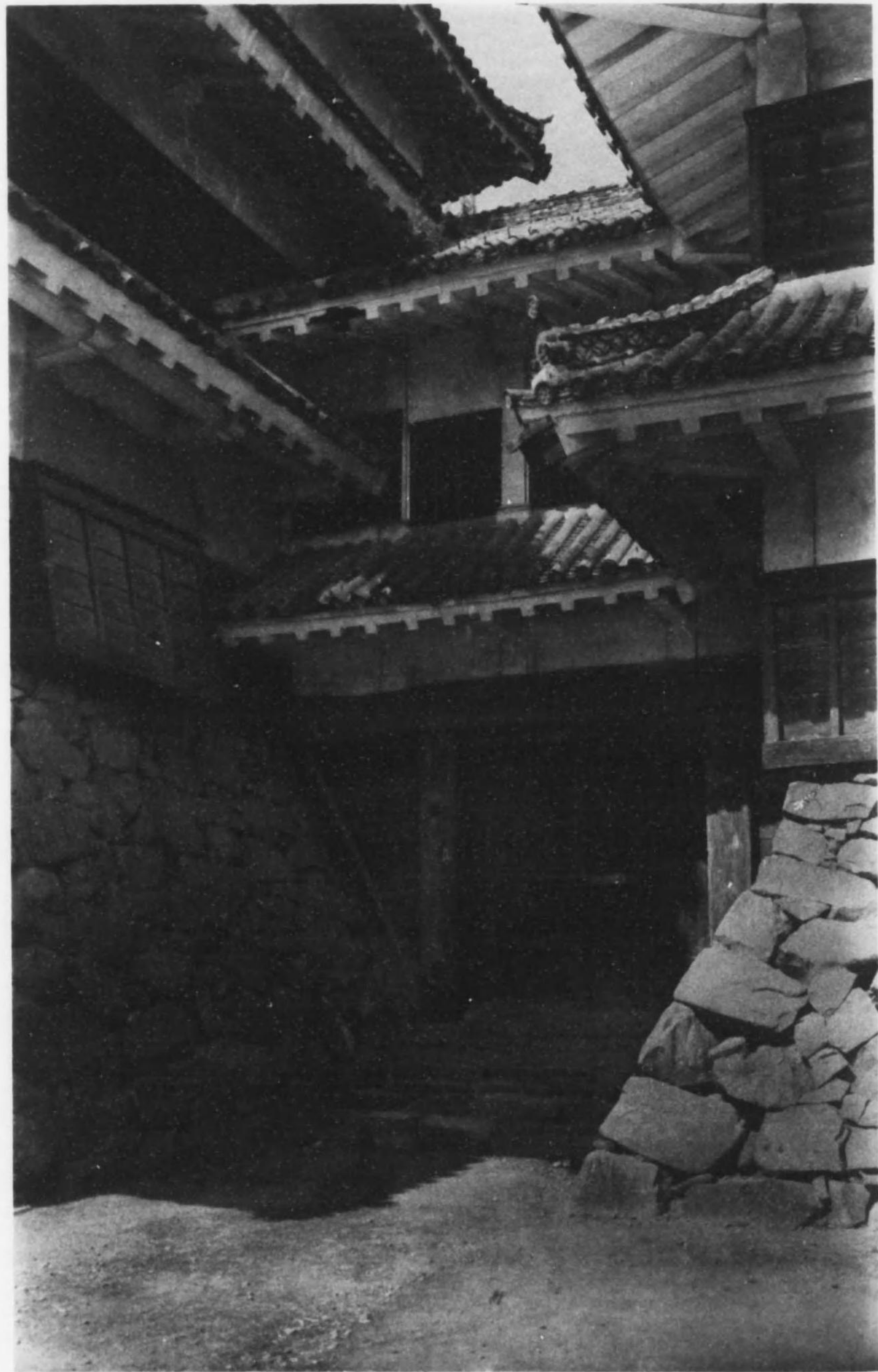


三 三 繪本城天守北東面

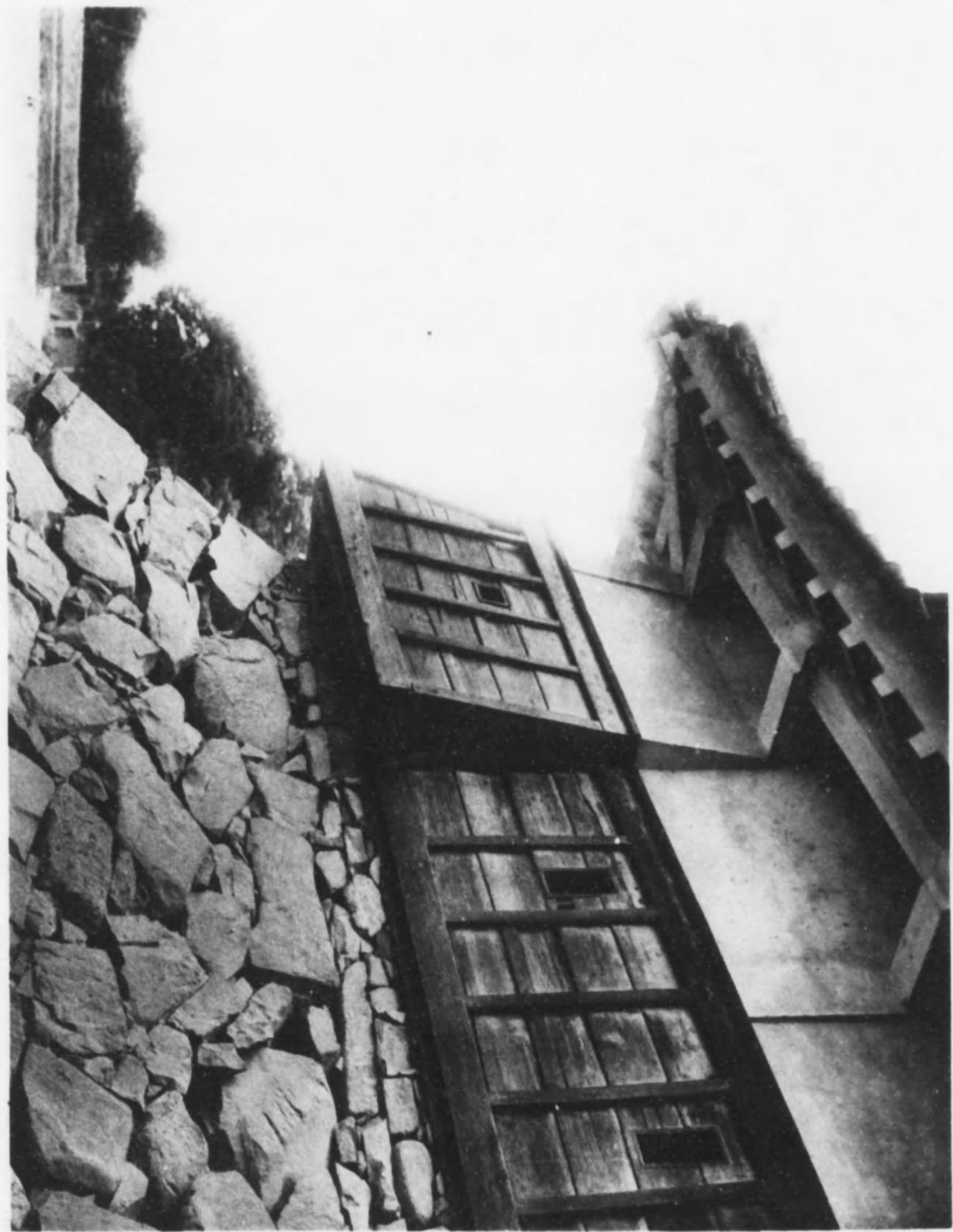




一四 松本城天守東面



一五  
松本城波ノ指裏面



一六 松本城天守石塔跡 天守北東角北側

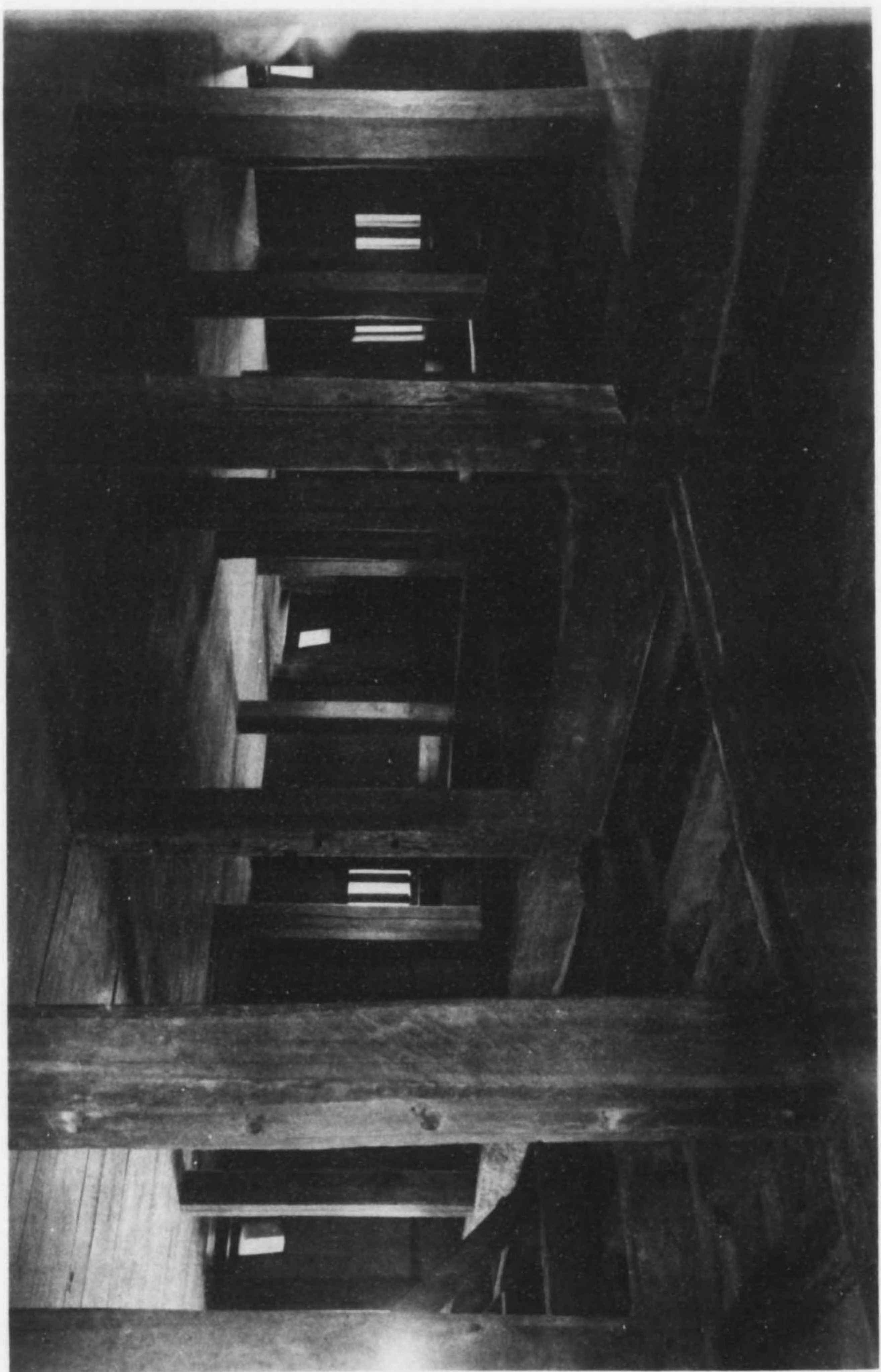


17 於本城民已物及月見物北東面



一八 松本城渡り橋出入口内部詳細乾小天守入口ヨリ並南ヲ見ル



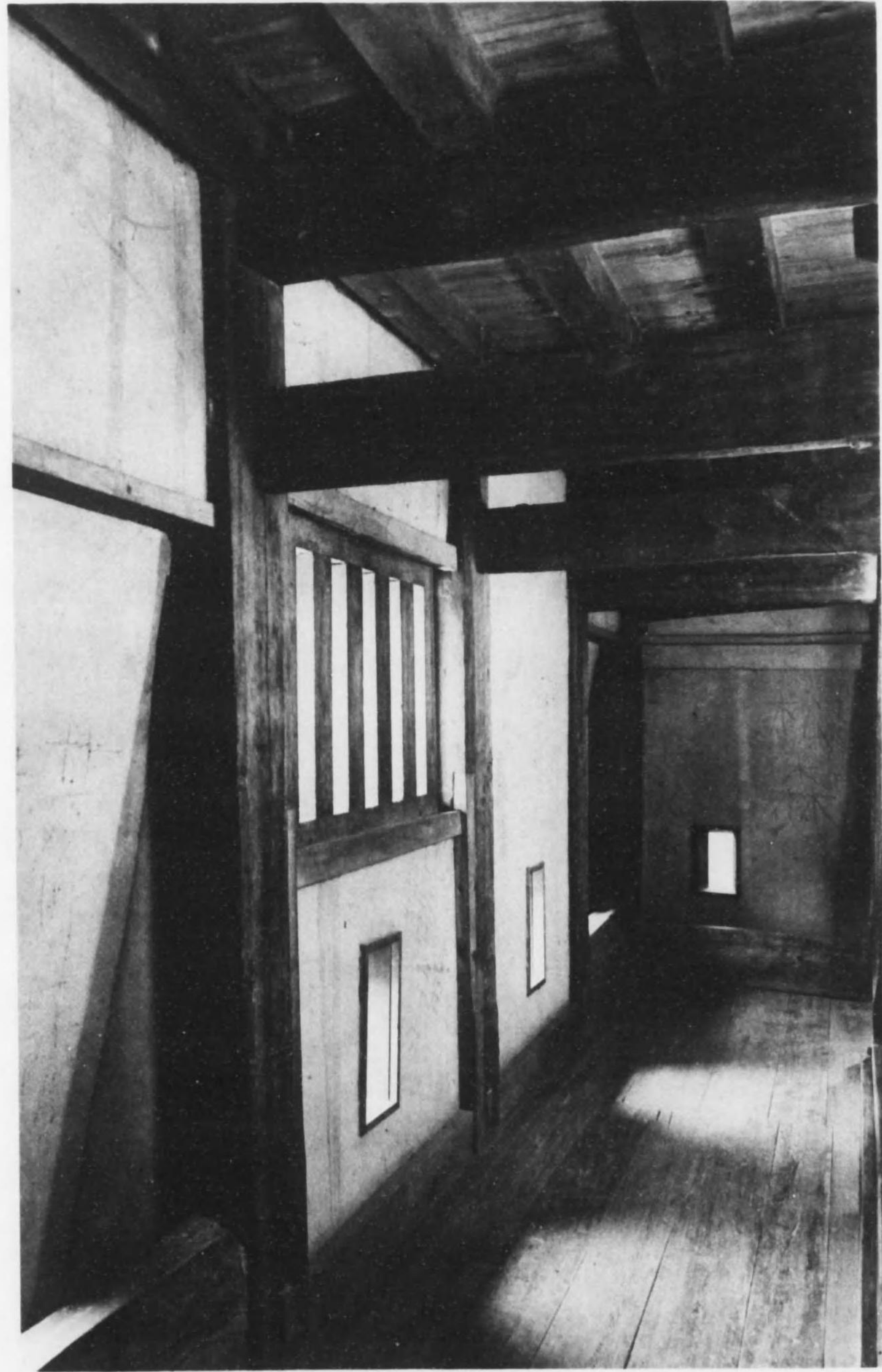


一九 松本城天守一階内部南西側



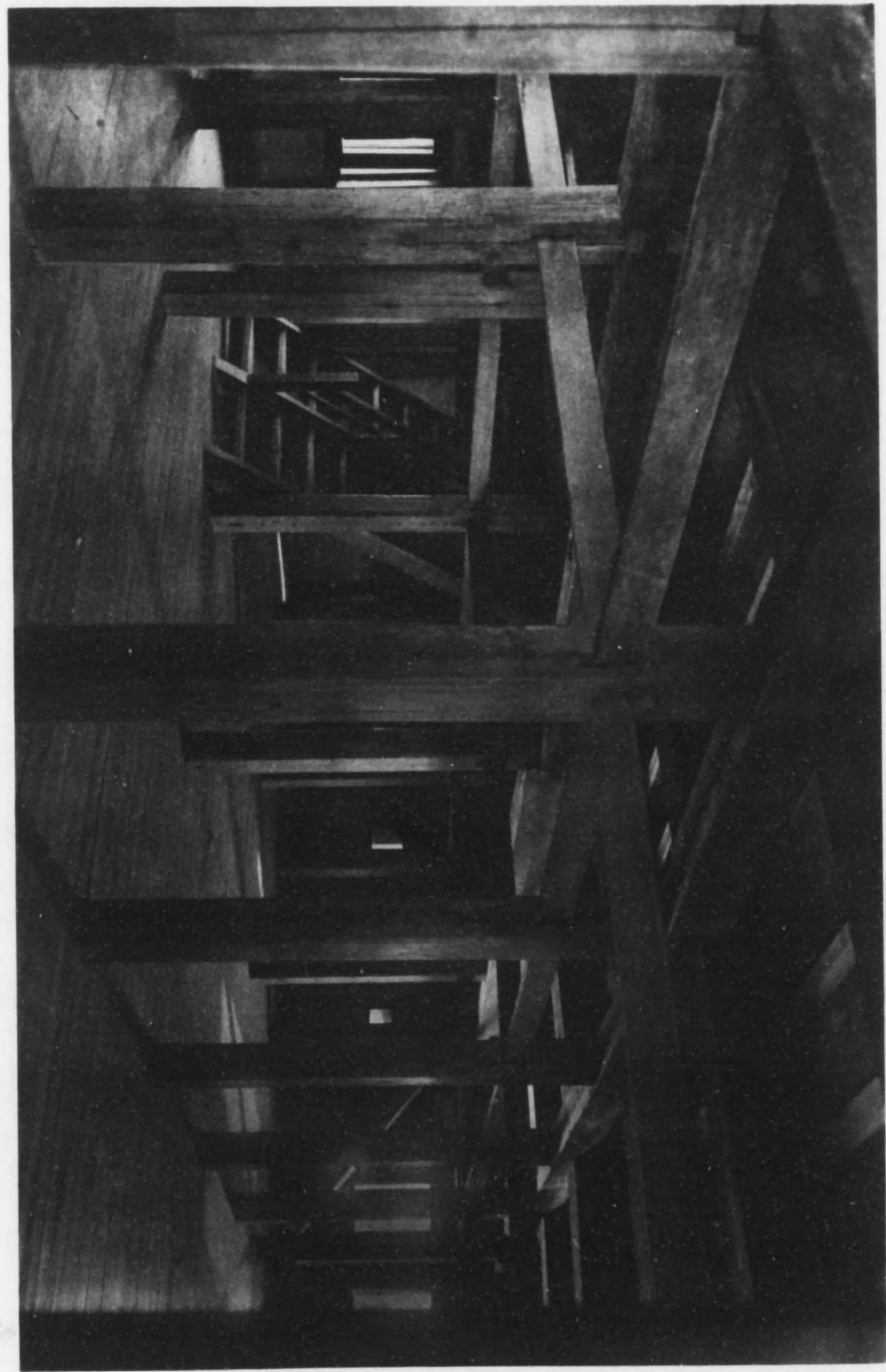
二〇

松本城天守一階内廊南武者走辰巳櫓出入口ヨリ西ヲ見ル



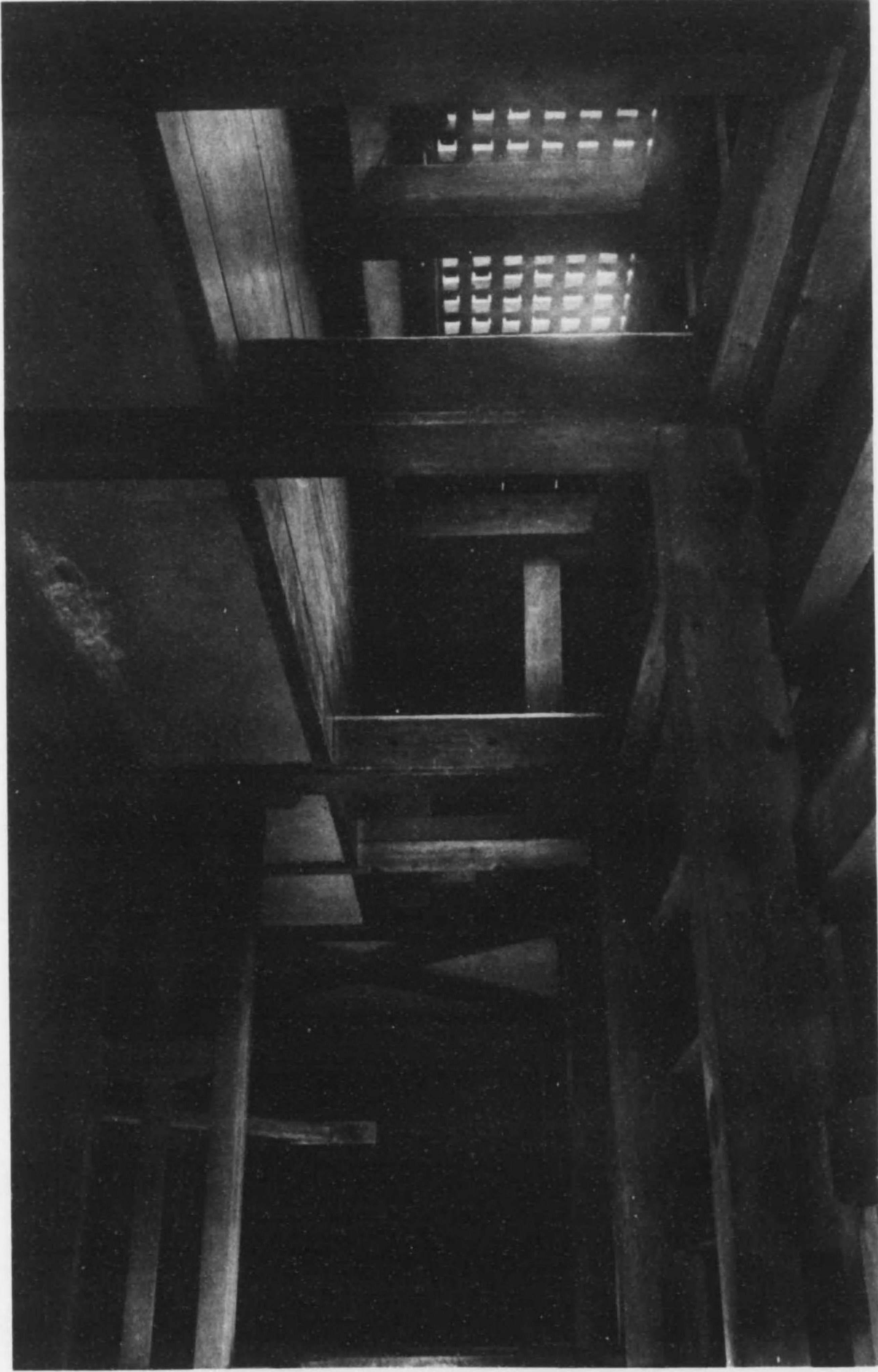
三 松本城天守一階内部南武者走廊南西隅ヲ見ル





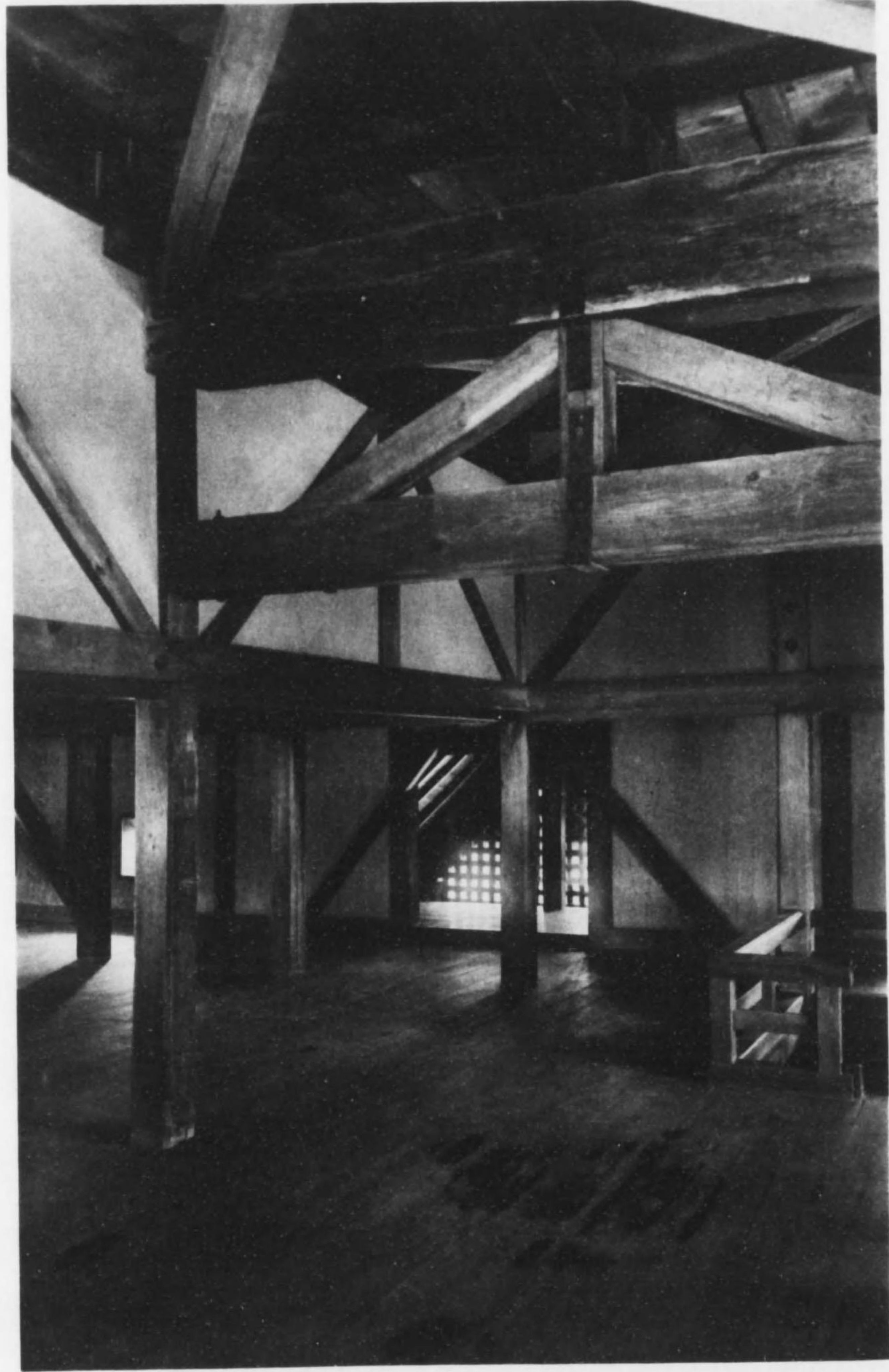
三三 於本城天守二階内徳用西側



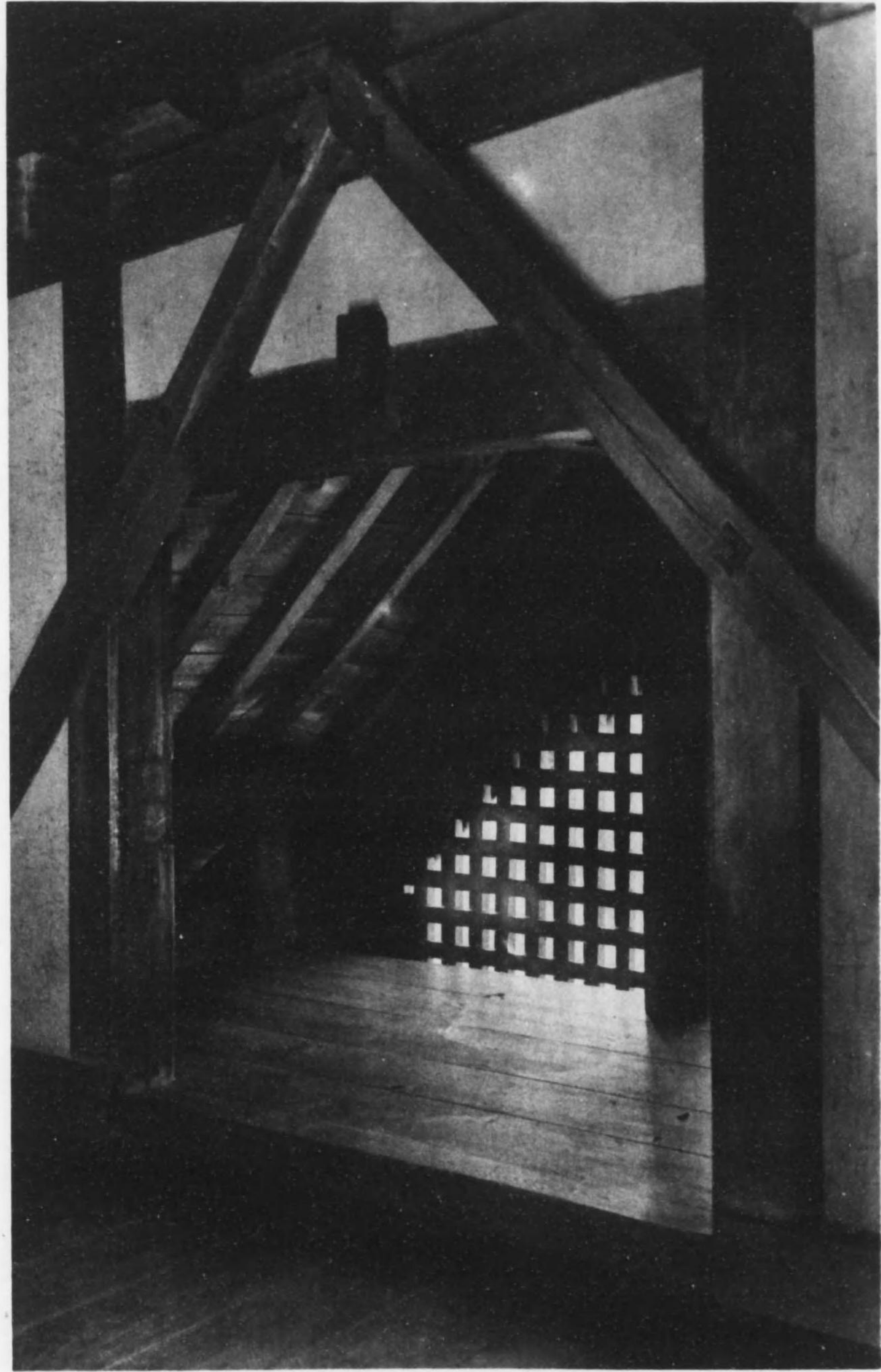


三 松本城天守三階内部 細竹破風入込ノ間 装束ヲ示ス





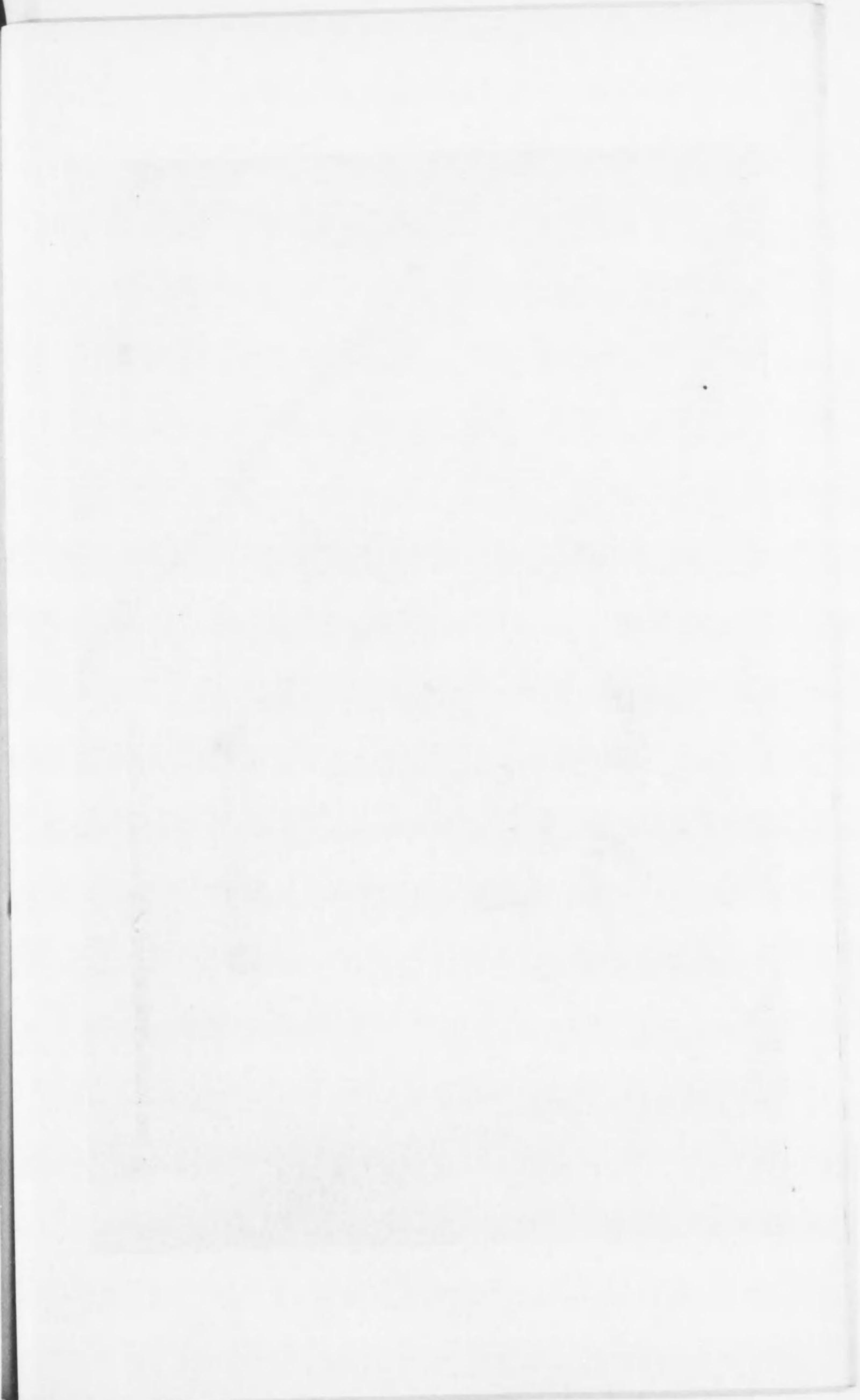
二四 松本城天守四階内部南面南東一見

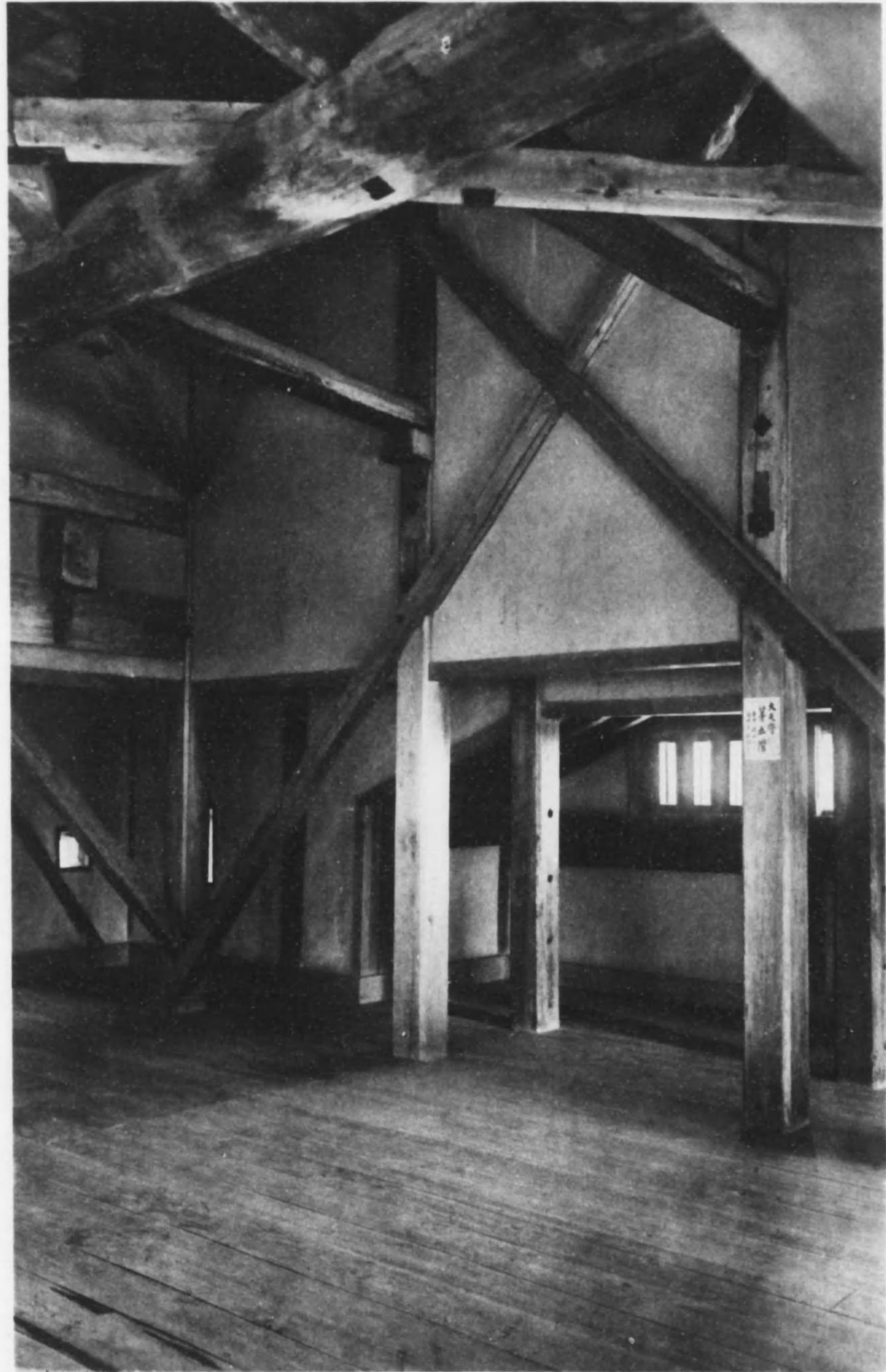


二五 松本城天守四層門部詳細南破風込込装束ヲ示ス

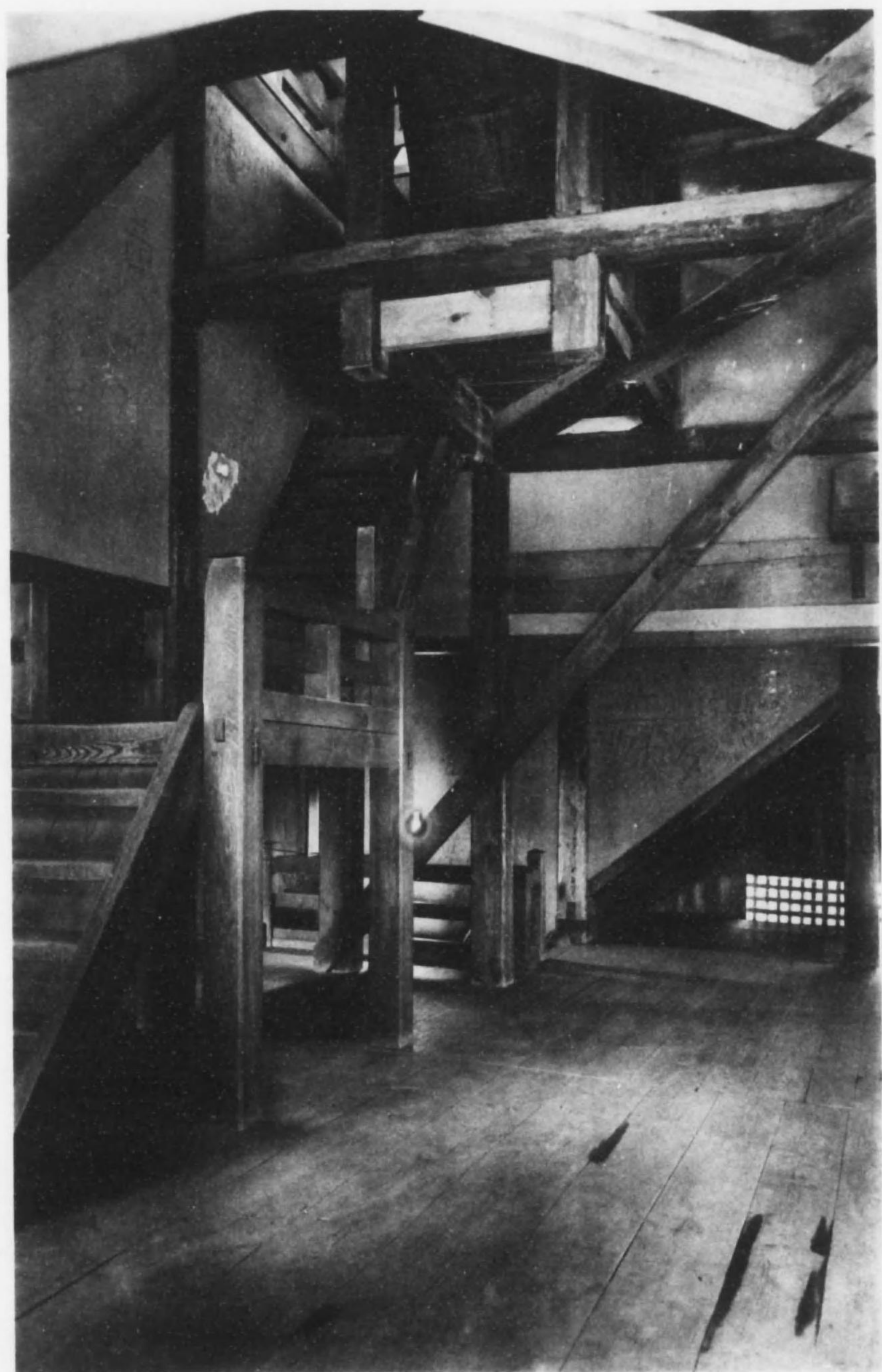


二六 松本城天守四階西廊詳細北東隅階段ヲ東ニ見ル

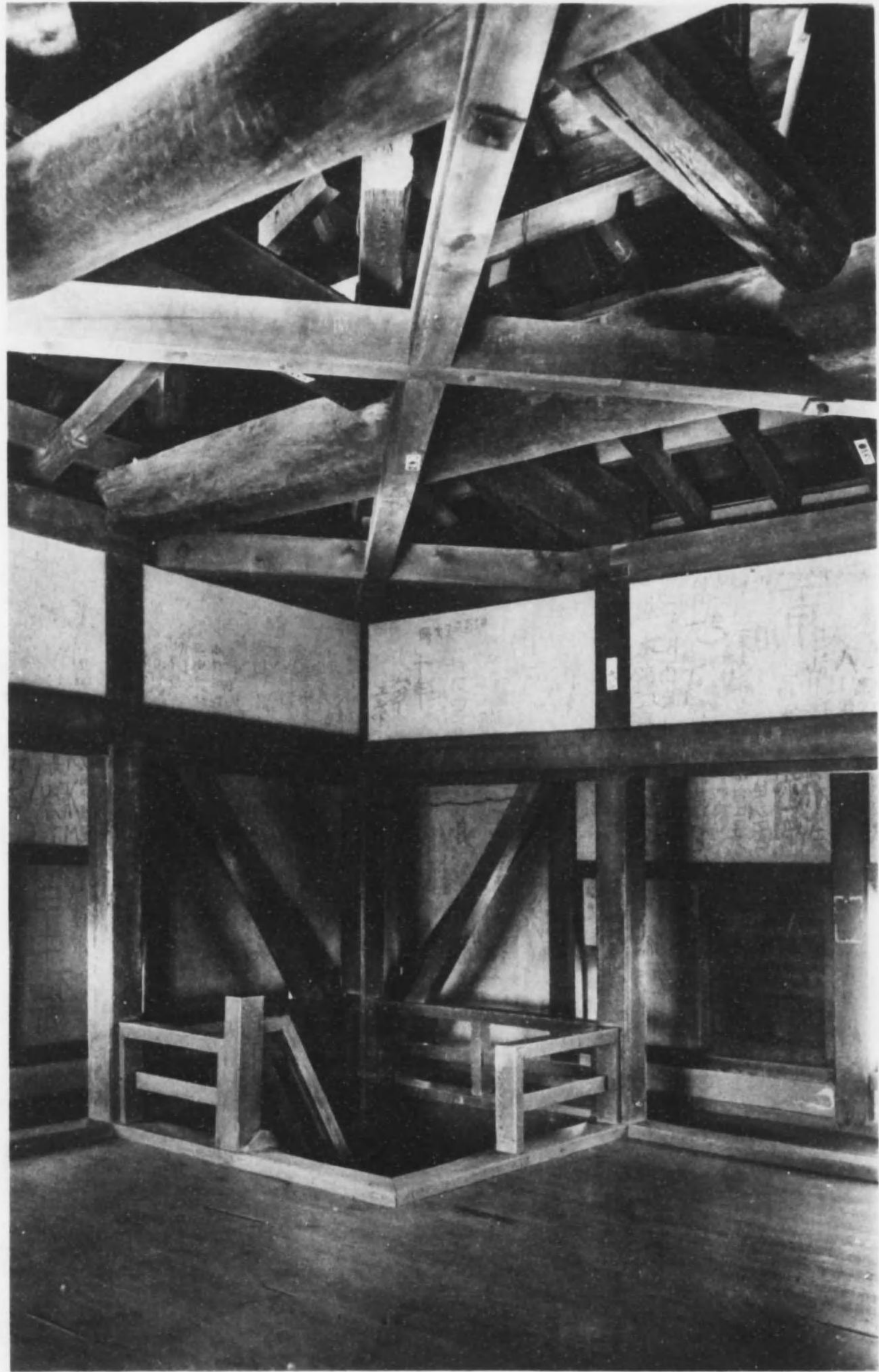




二七 松本城天守五階内部南東面南面唐破風入込ノ間ヲ示ス



二八 松本城天守五階内部北東面北東隅階段及東面破風入込ノ間ヲ示ス

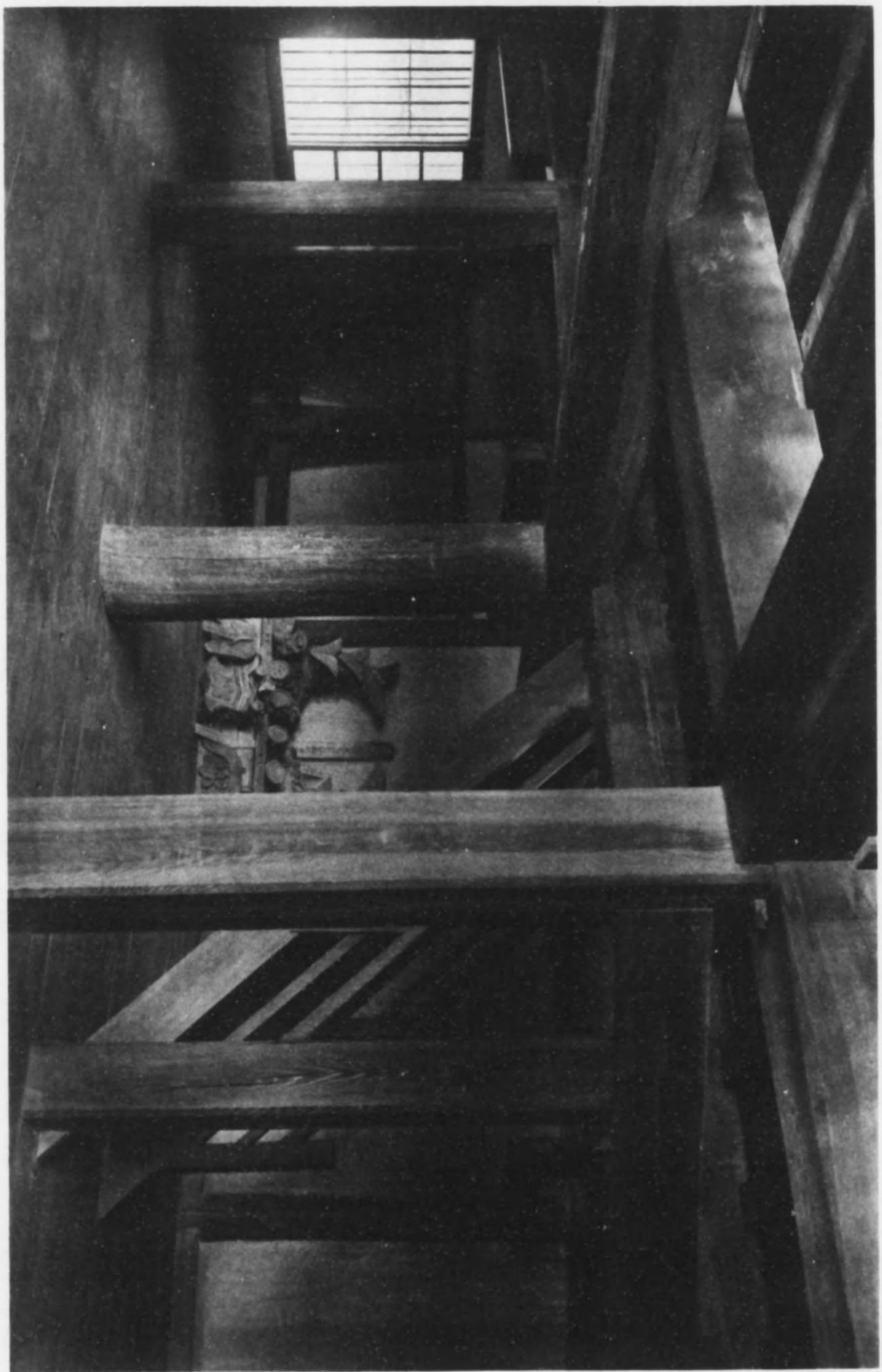


二九 松本城天守六階内部北東面

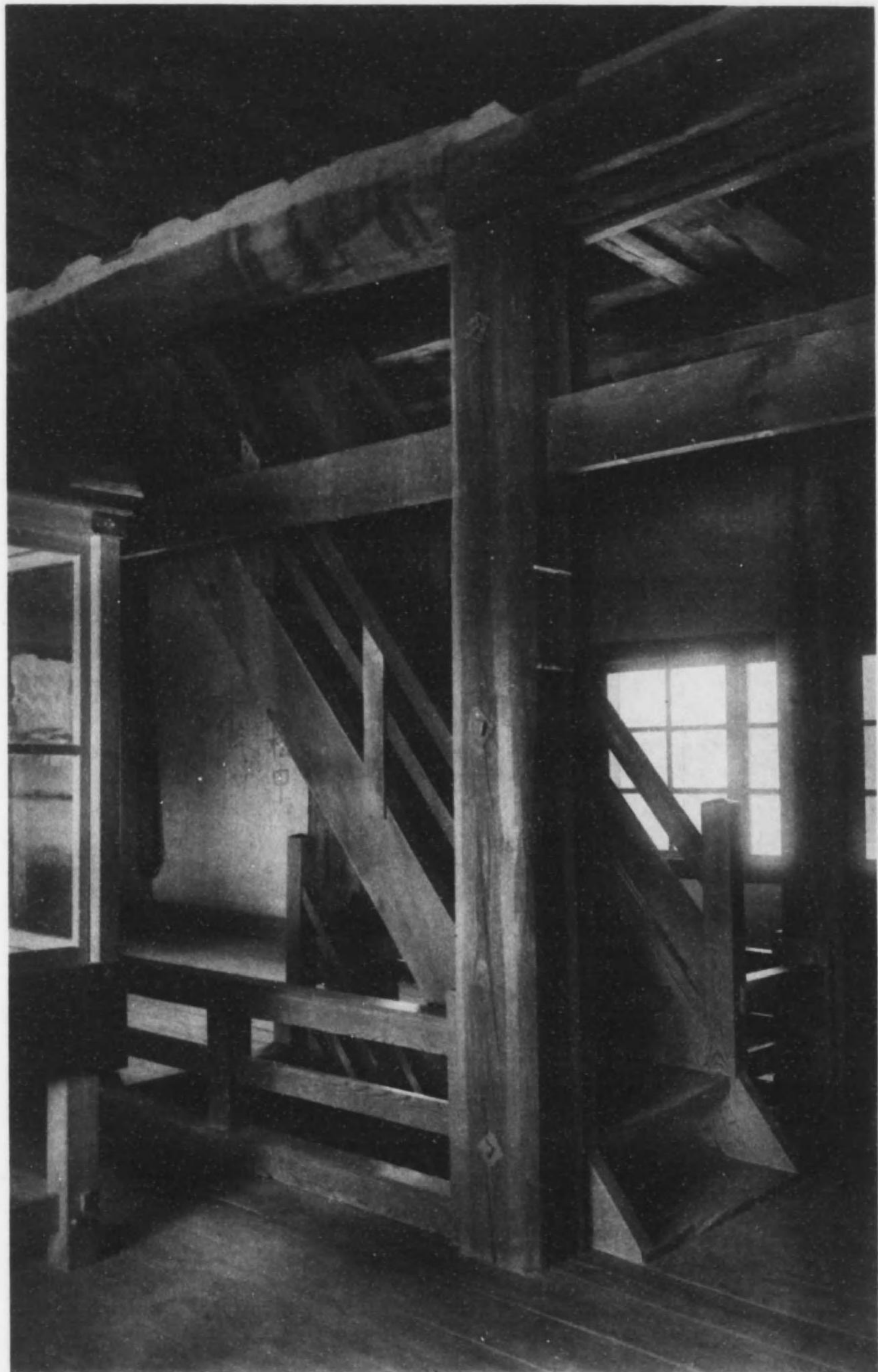




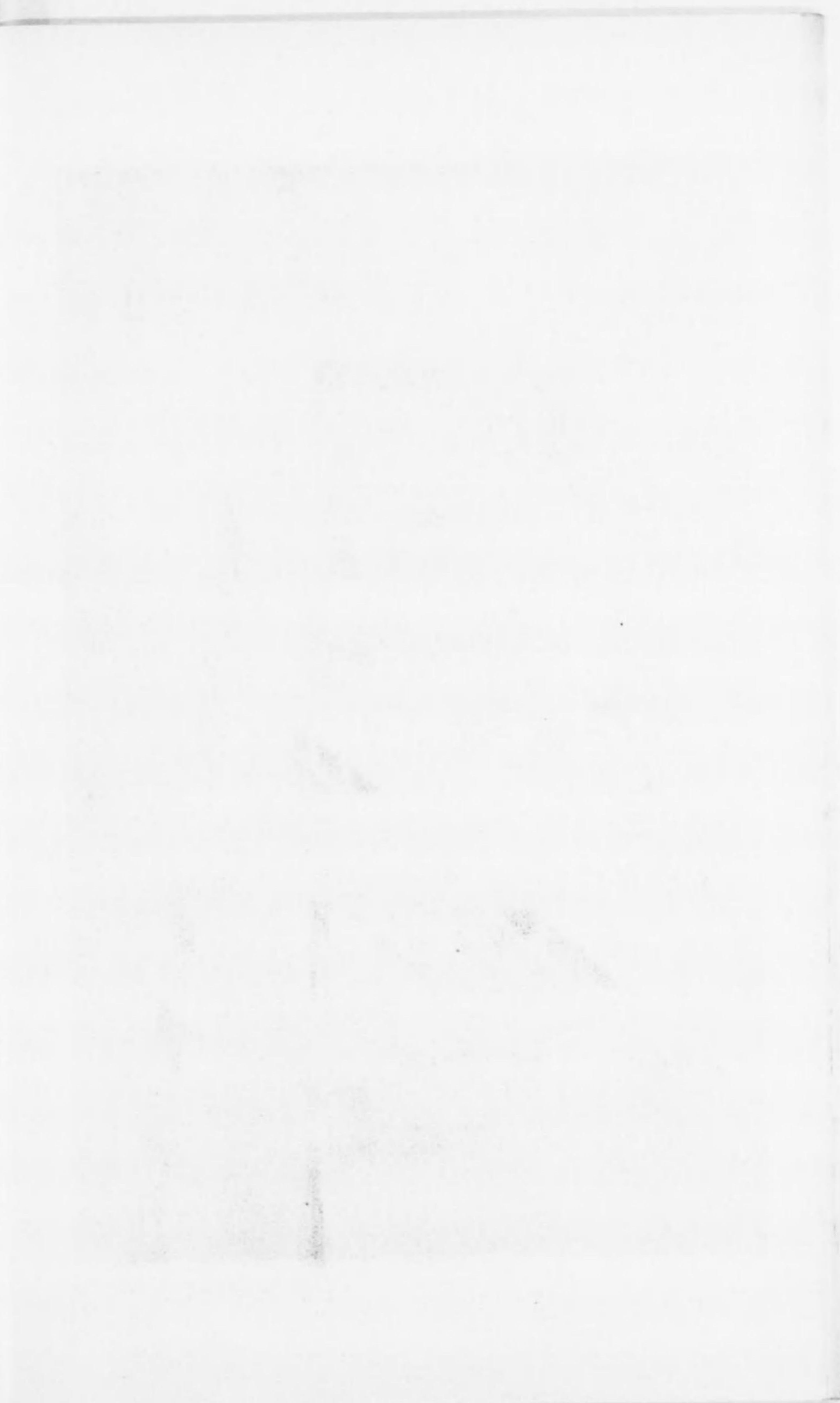
三〇 松本城渡り橋二階内部北東面を方。乾小天守二階ヲ見ル

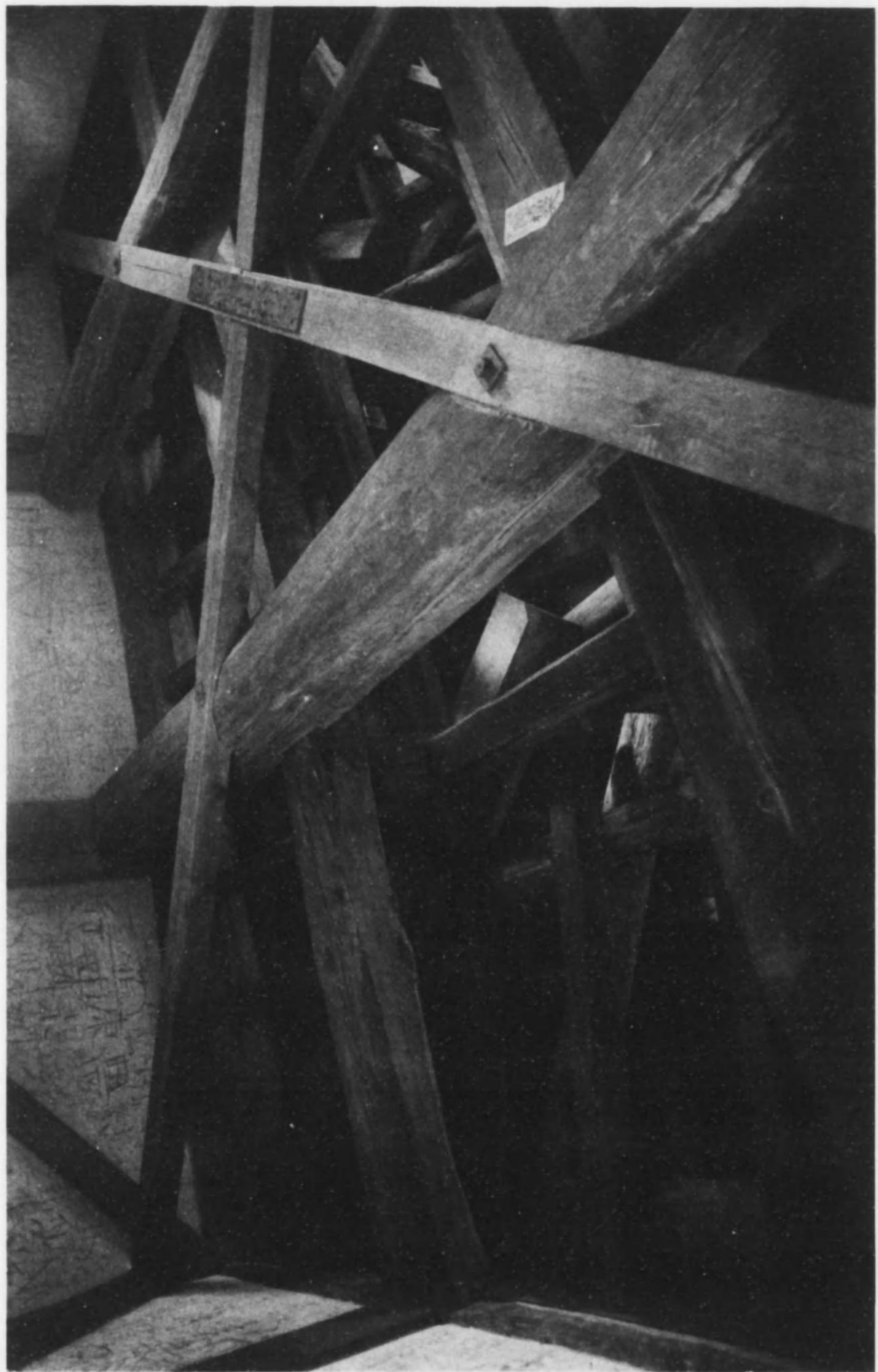


三 松本城乾小天守一階内部北東面

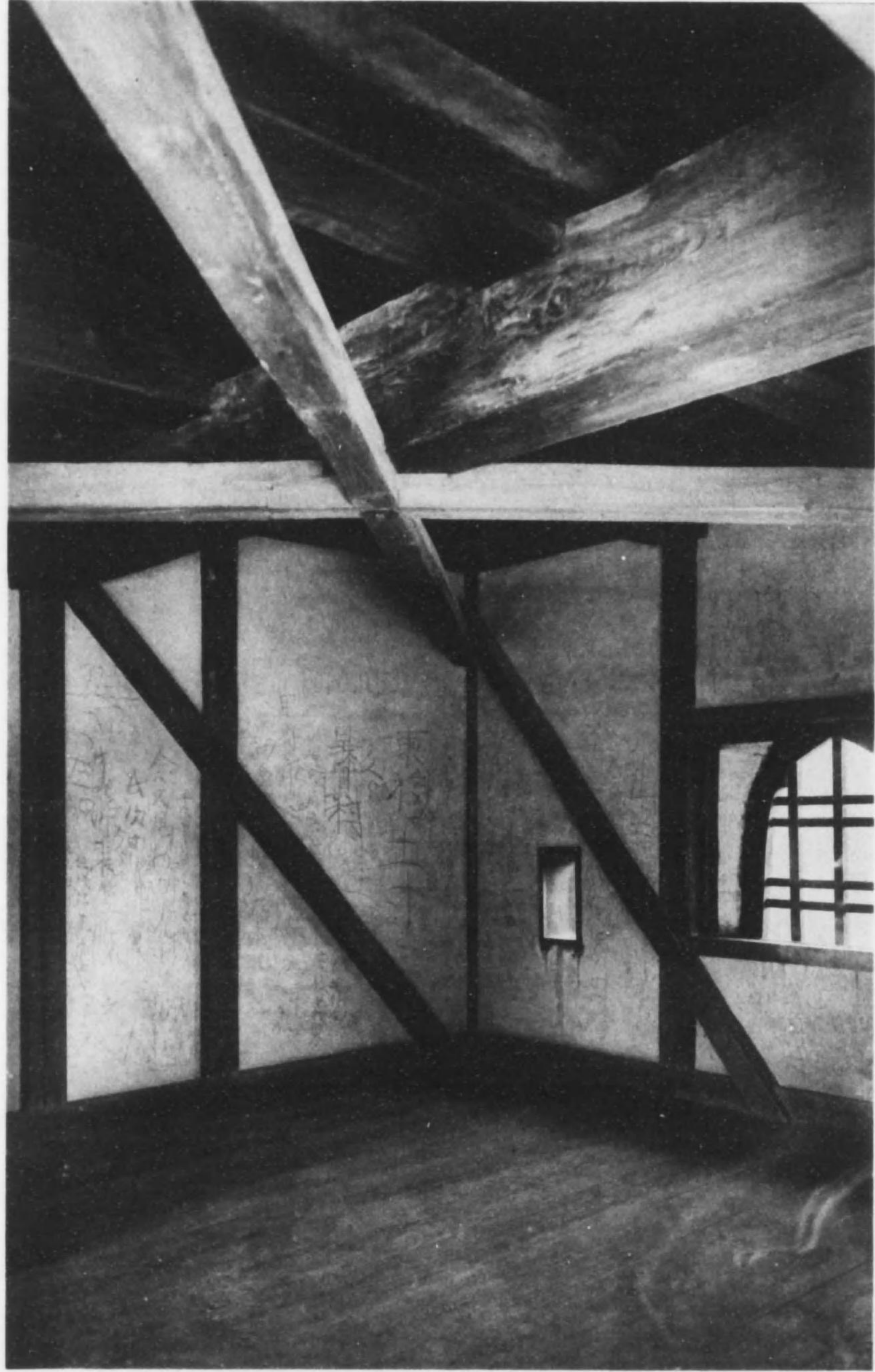


三三 松本城乾小天守二階内部詳細東面及階段口ヲ北東ニ見ル





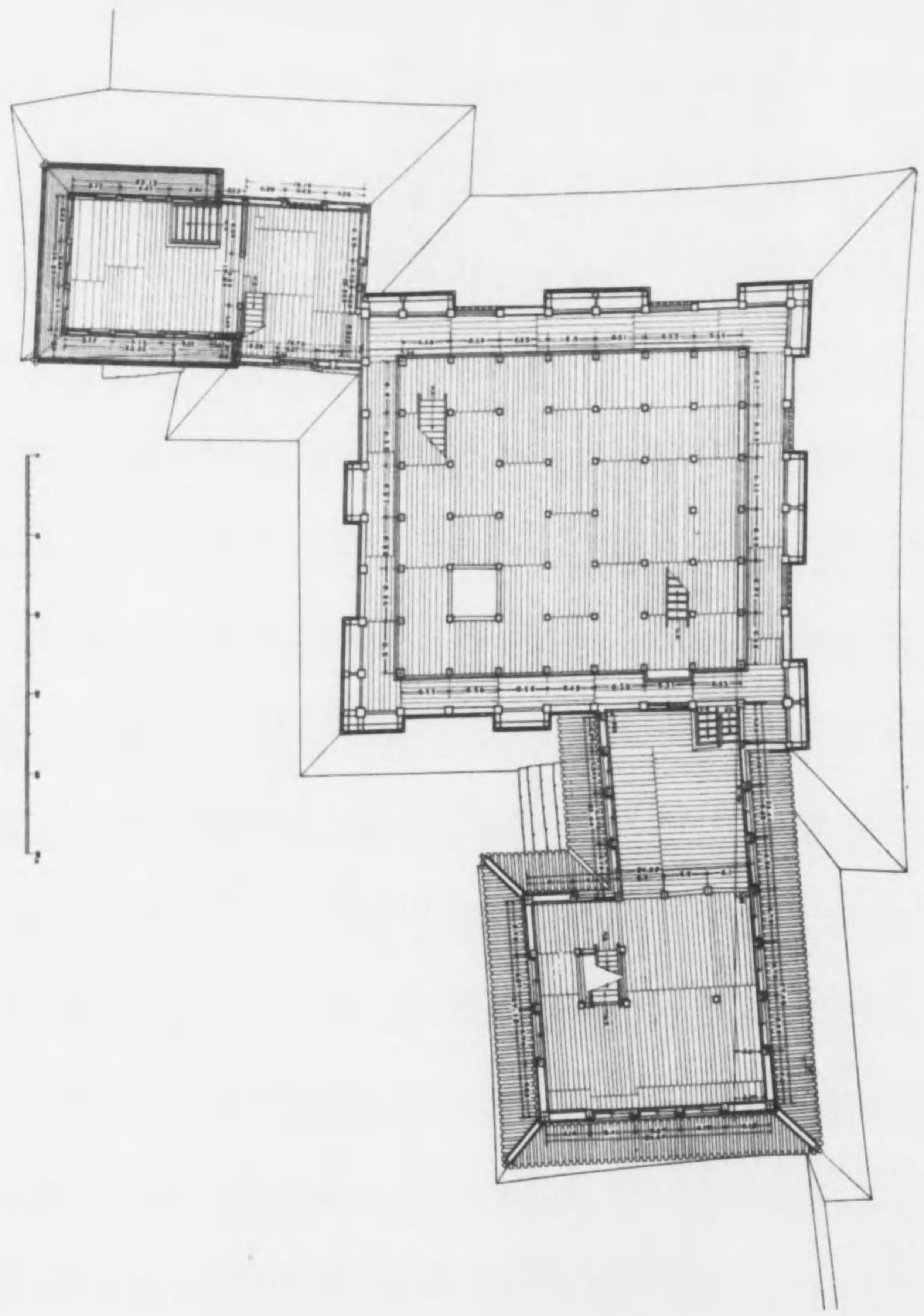
三 松本城乾小天守四階内部那組天井小屋組ヲ北回ニ仰テ



三四 松本城辰巳附櫓二階内部南東面

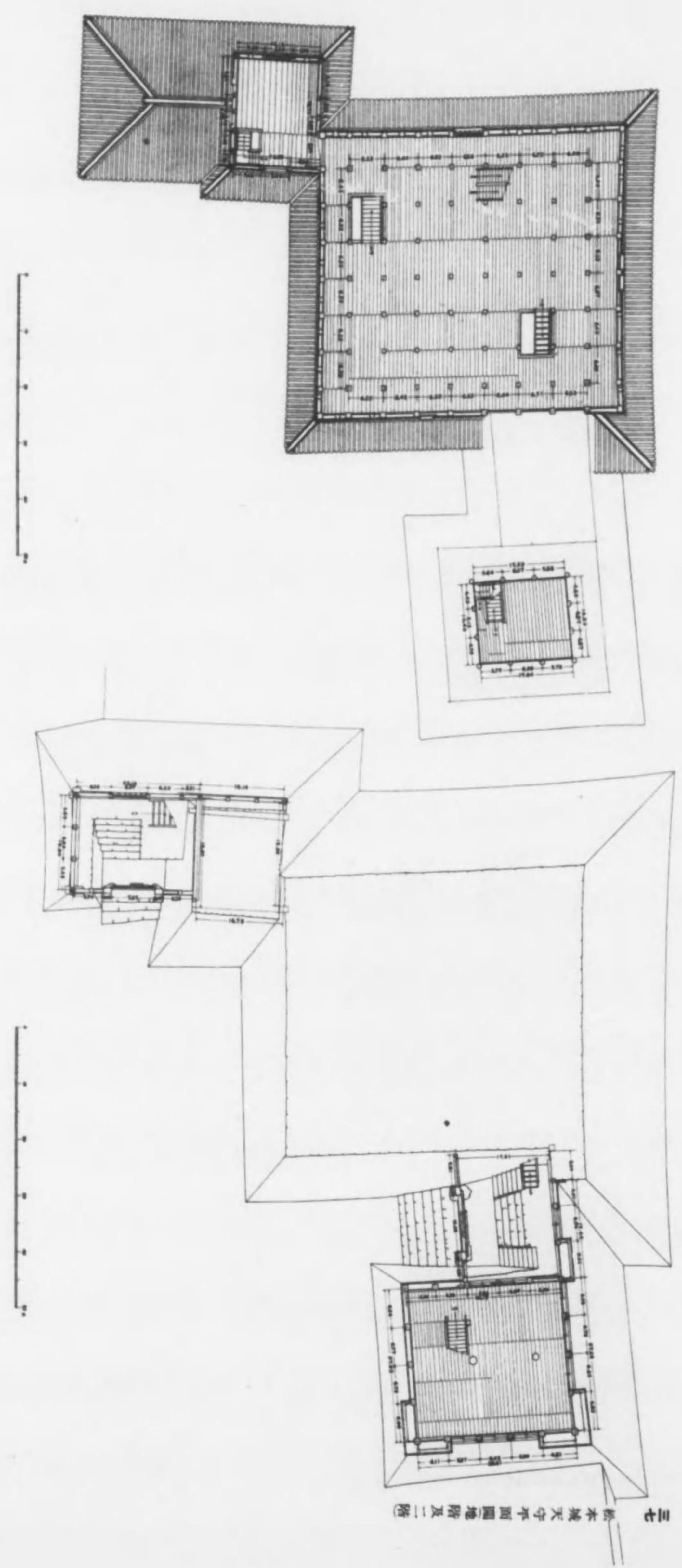


三五 松本城月見櫓二階内部南東面



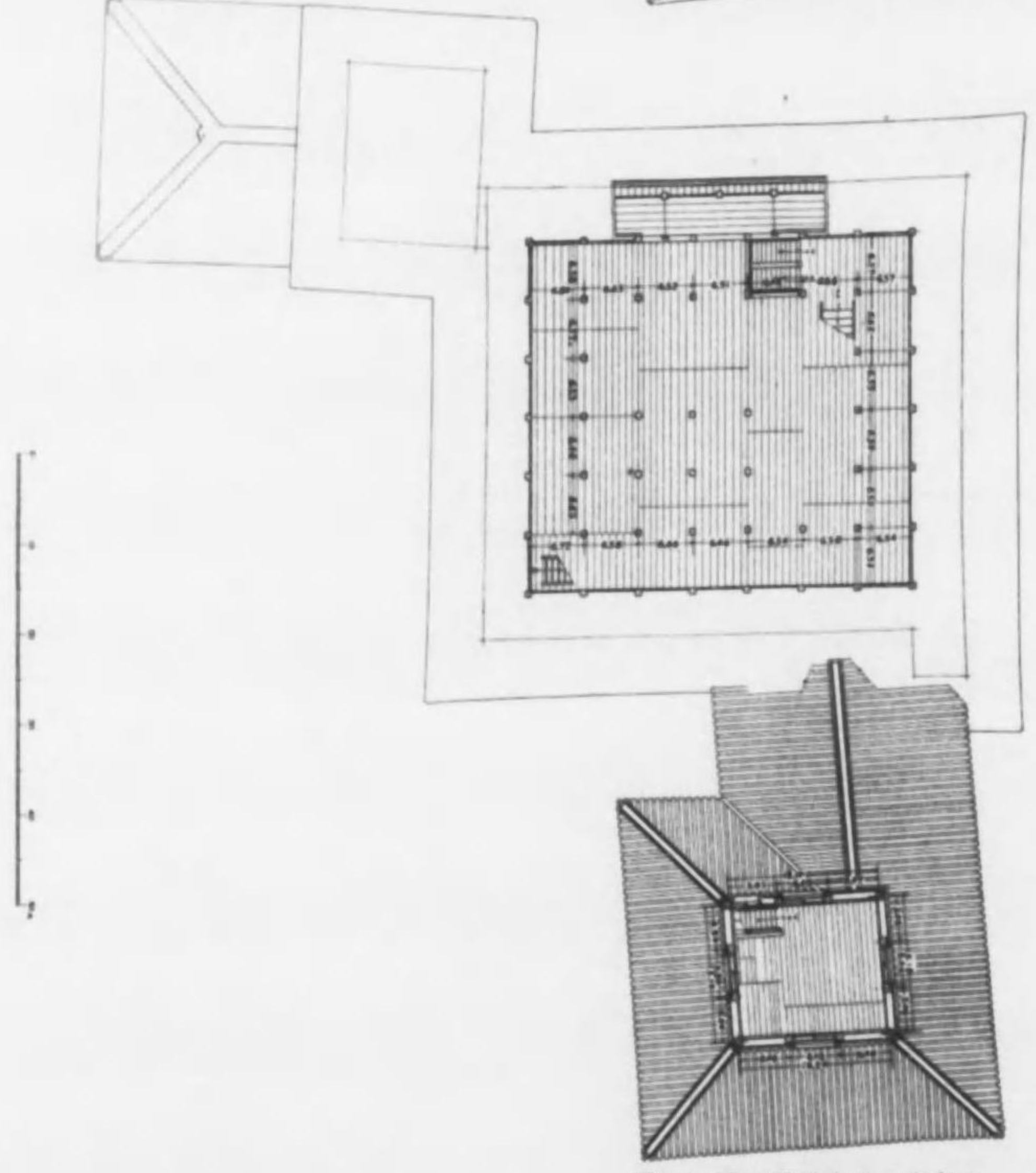
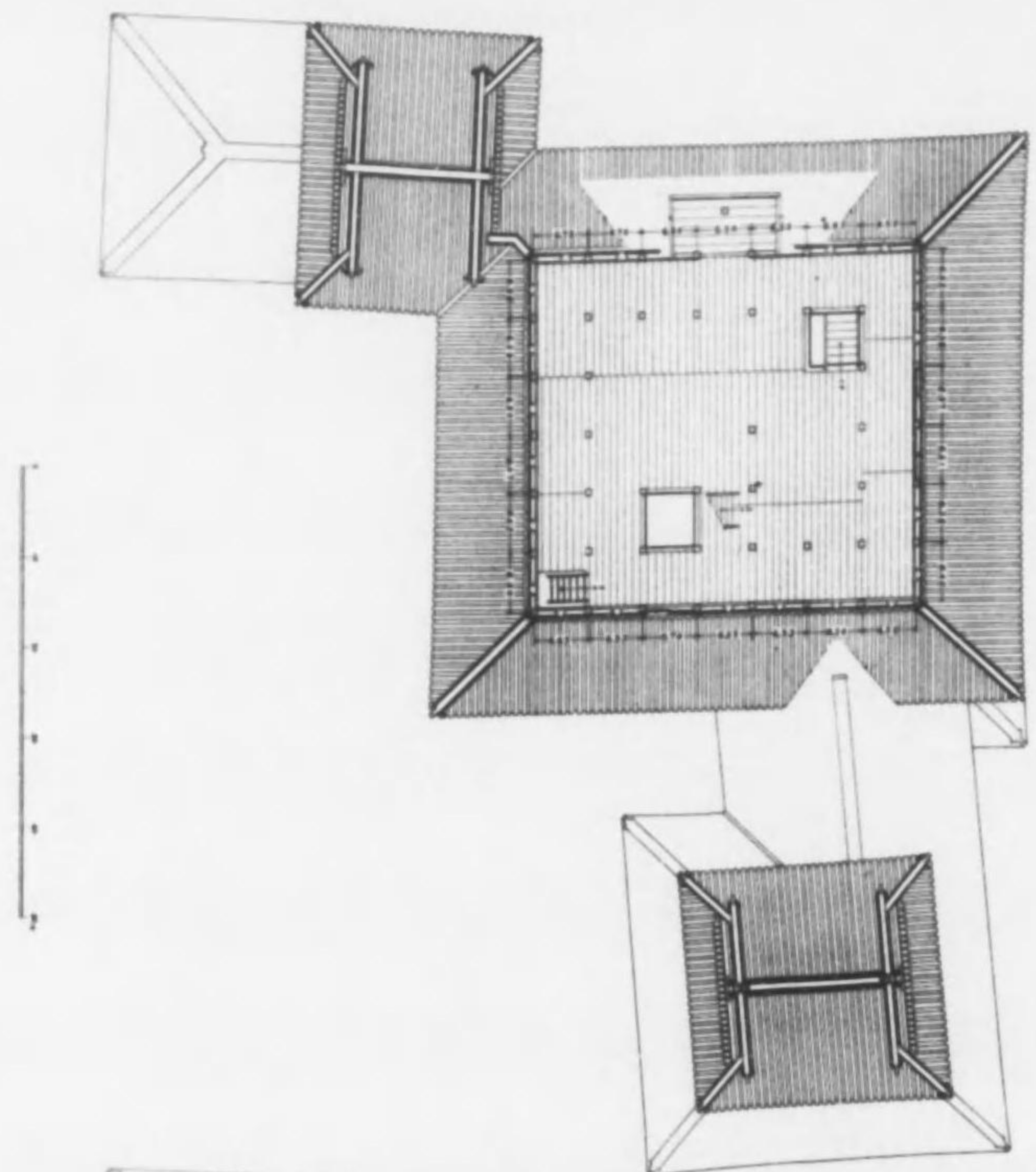
宋 天 塔 本 塔 天 守 平 面 圖 二 階



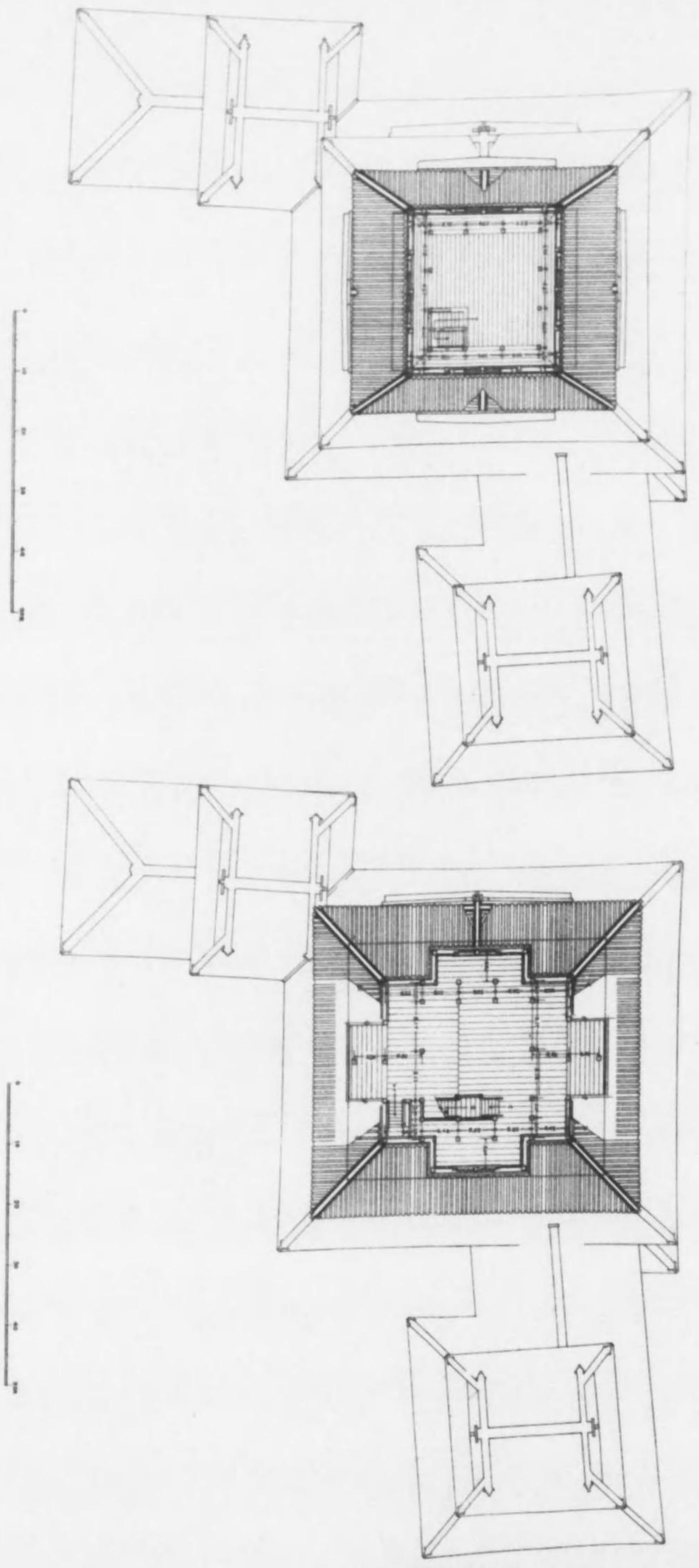


三七 松本城天守平面圖地階及二階

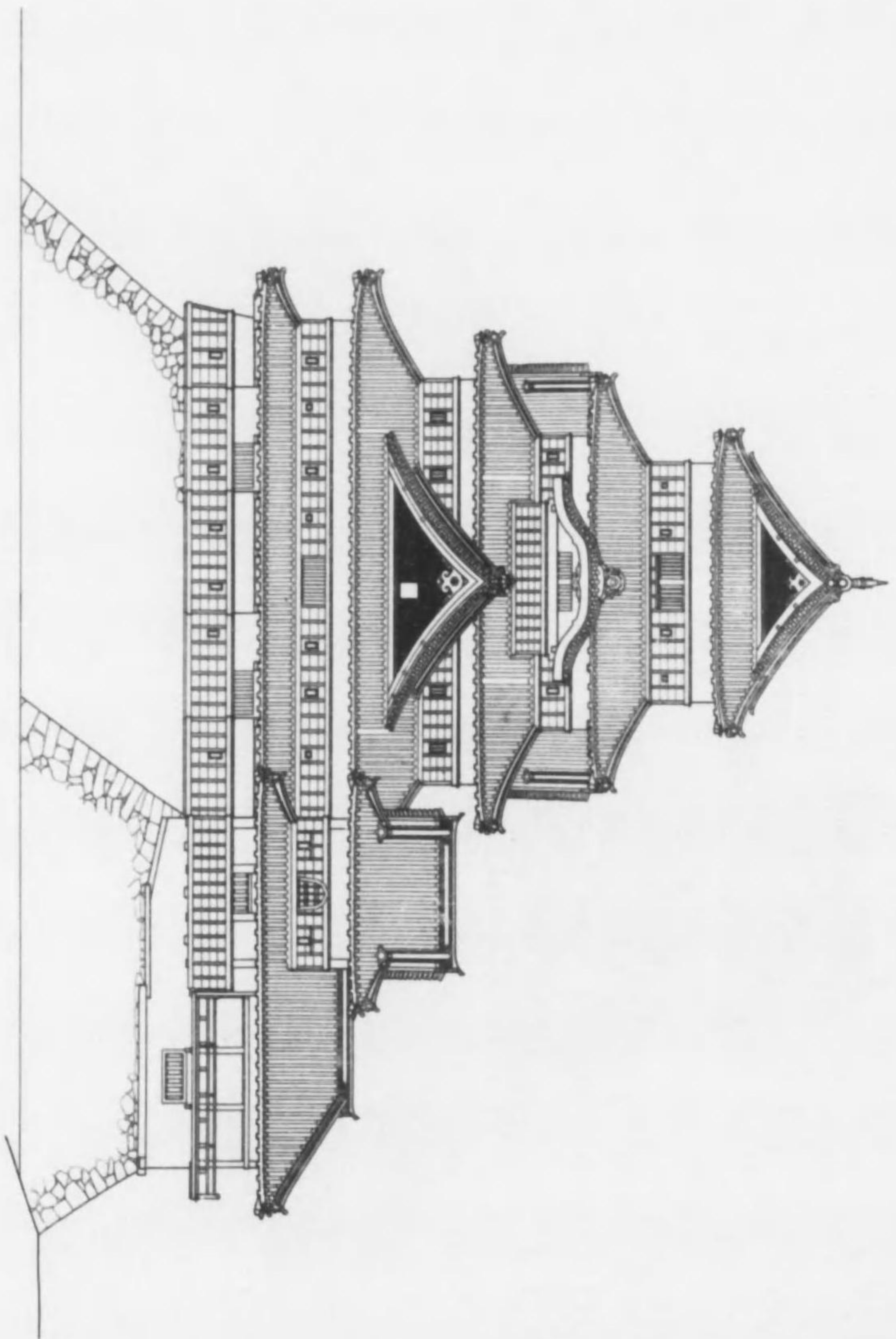




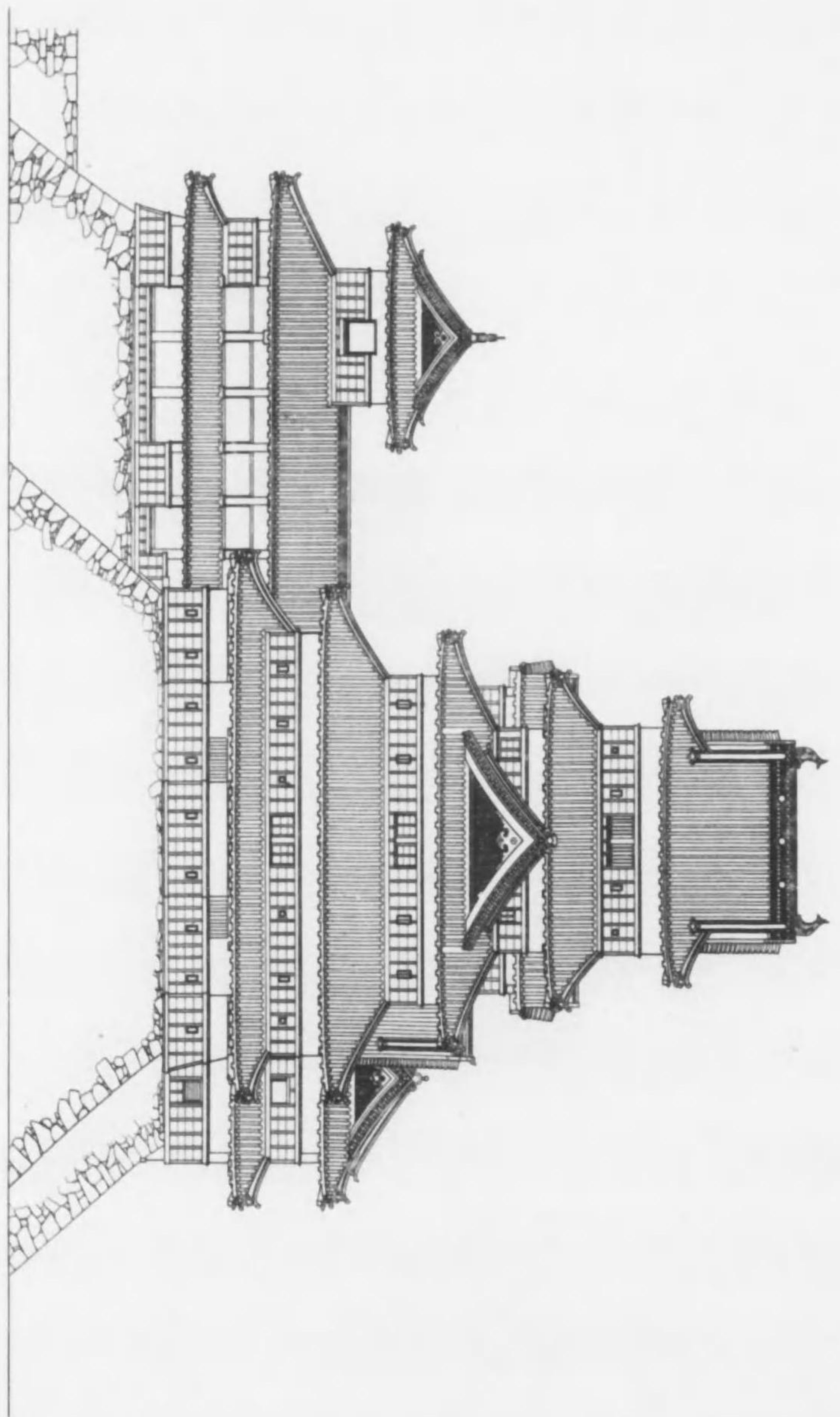
三八 北京城天安门平面图(三、四、一、二层)



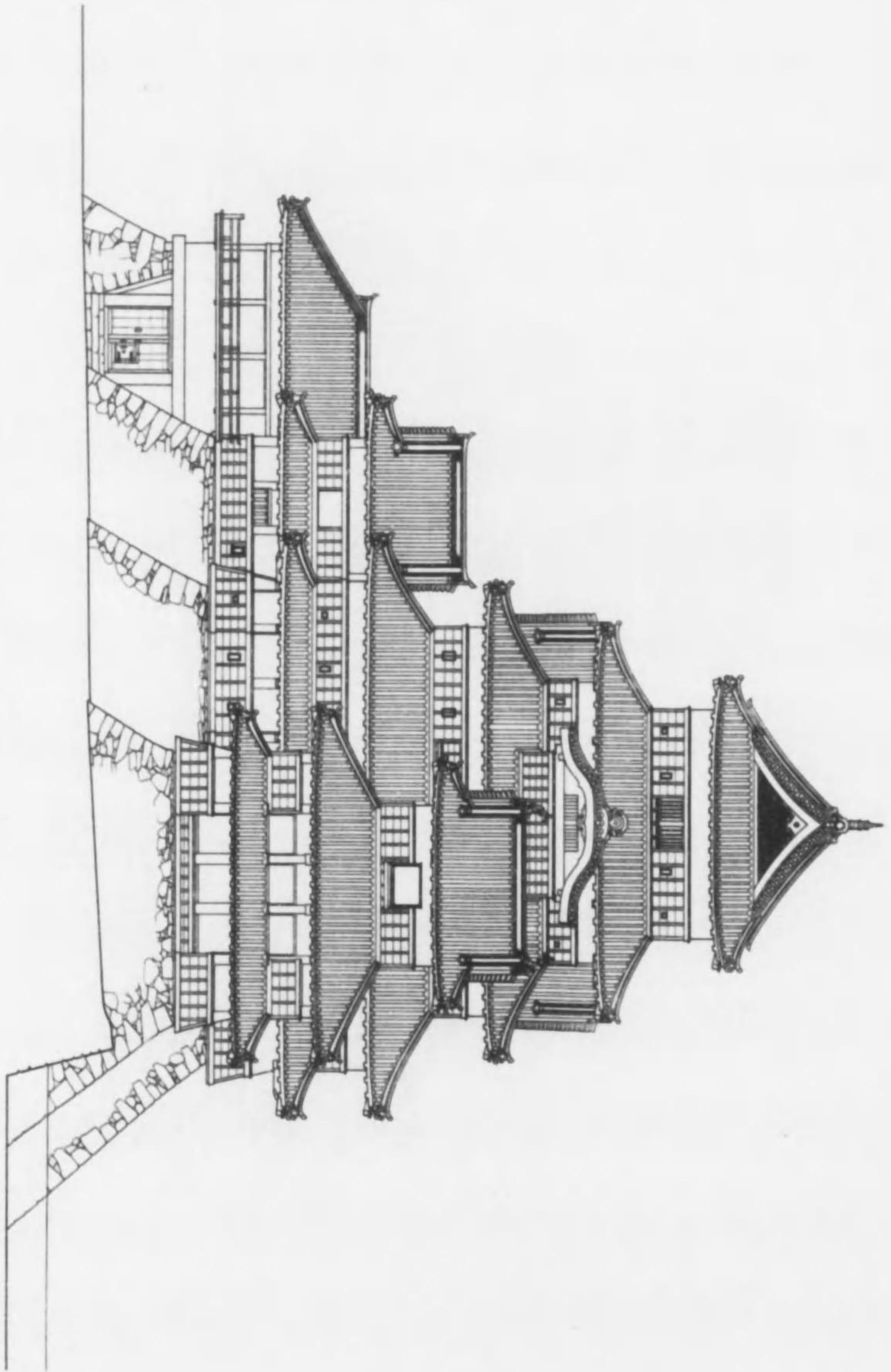
三九 松木城天守平面圖五階及六階



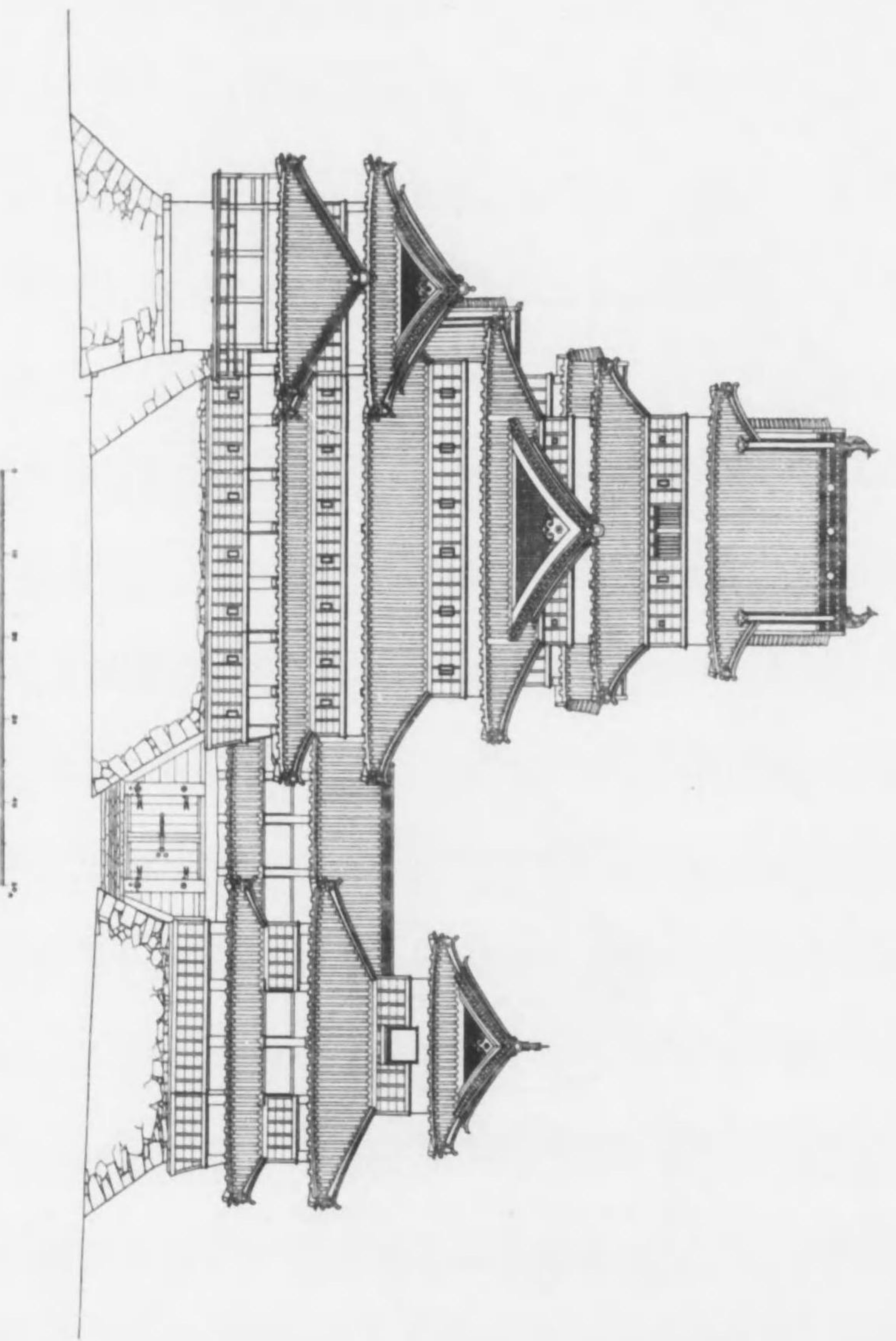
四〇 佛木塔天字南立面圖



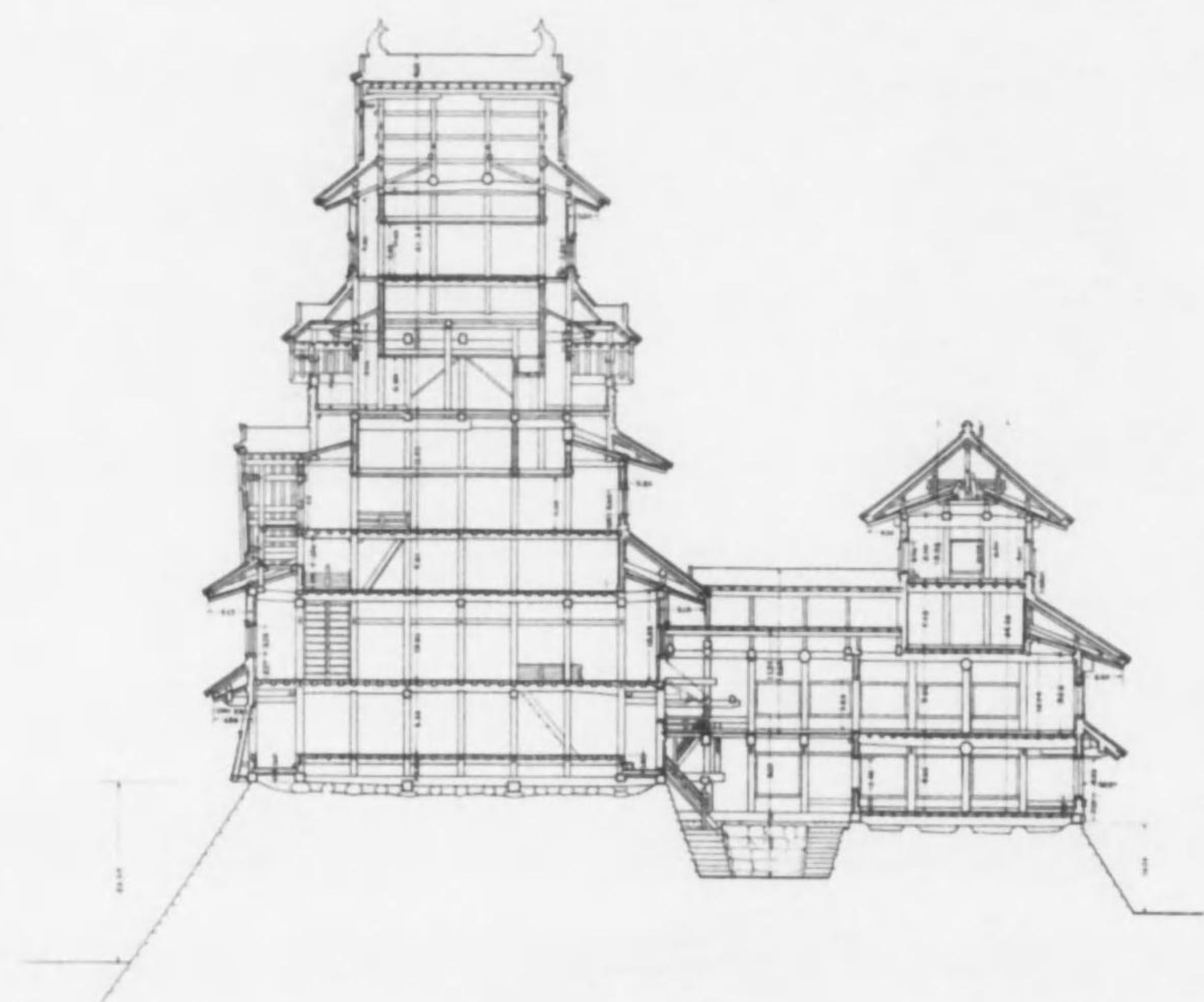
图一 松本城天守西立面图



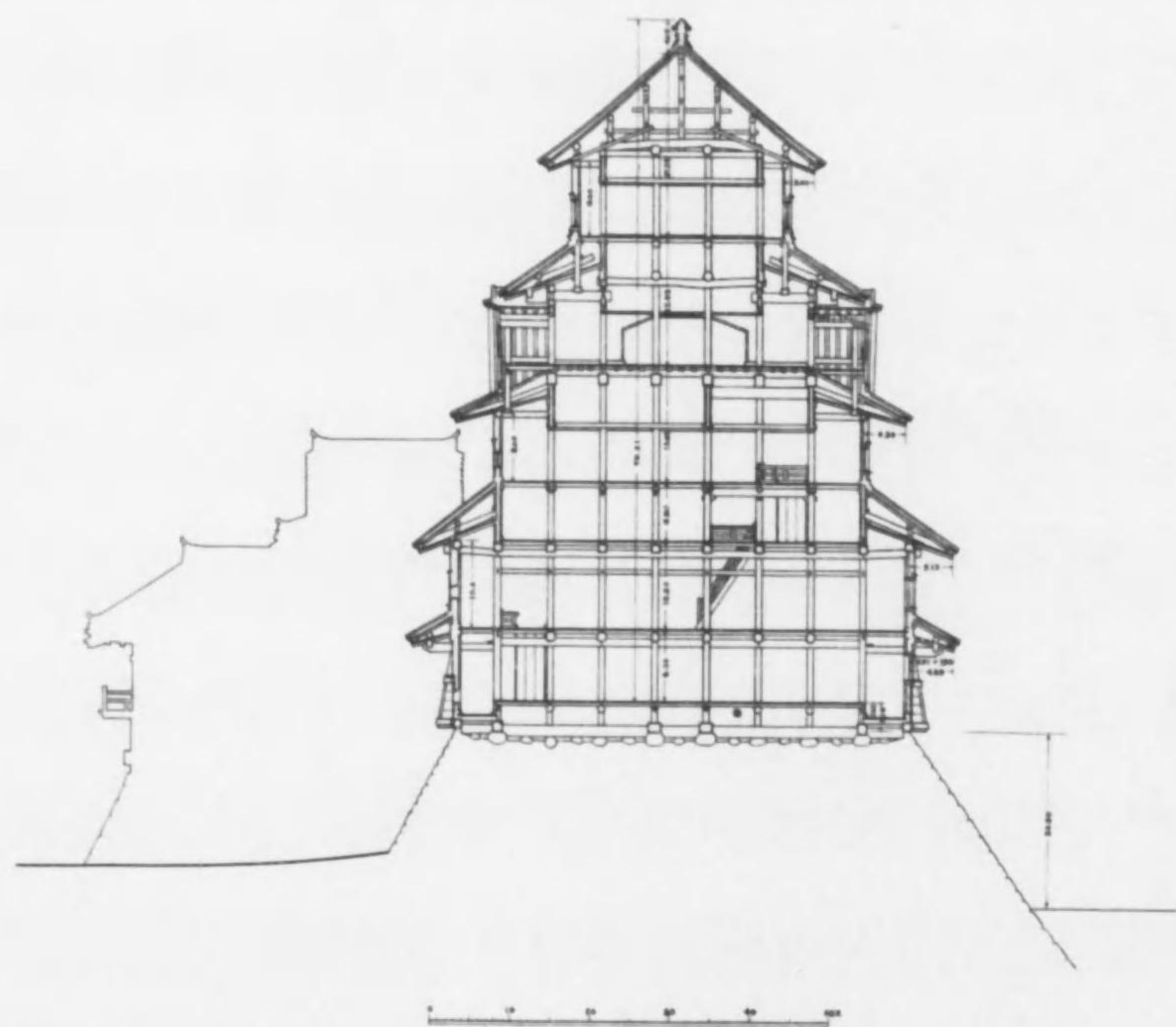
圖二 繪本城天守北立面圖

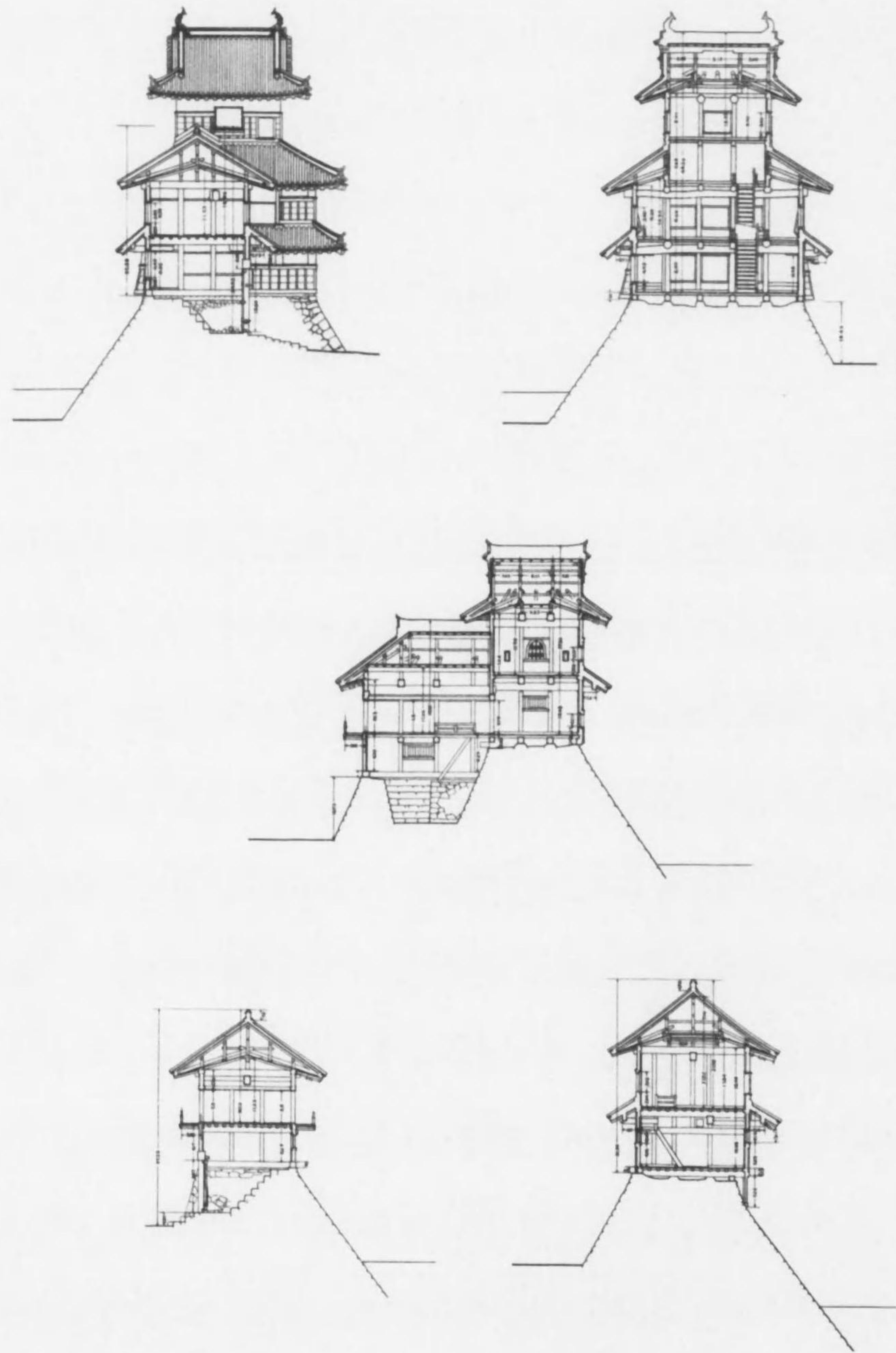


图三 紫水城天守東立圖



四四 松本城天守断面圖天守波り櫓及乾小天守南北断面天守東西断面





四五 松本城乾小天守渡り櫓及び附櫓及び月見櫓断面圖



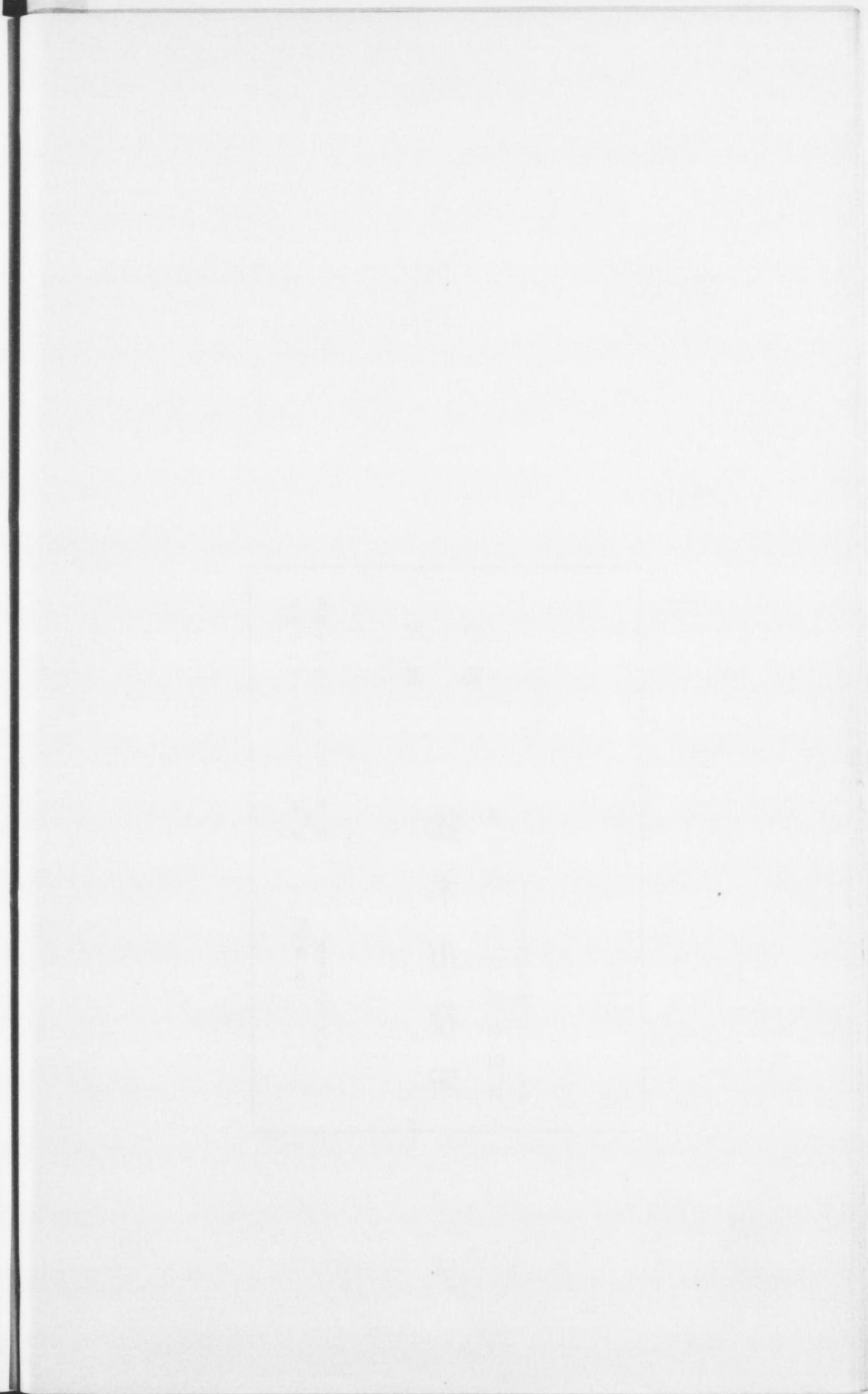
昭和十六年十二月十五日印刷  
昭和十六年十二月廿五日發行

【非賣品】  
「國寶松本城」奥付

不復  
許製

松本市役所

彰國社 下出源七印刷  
東京市麴町區平河町二丁目十一番地



終

